

## 平成26年9月4日（木曜日）

### ○出席議員（15名）

議 長	夷 藤	満 君	9 番	能 村	憲 治 君
1 番	太 田	臣 宣 君	10 番	清 水	文 雄 君
2 番	中 島	利 美 君	11 番	水 口	裕 子 君
3 番	酒 本	昌 博 君	12 番	渡 辺	旺 君
4 番	生 田	勇 人 君	13 番	八 田	外 茂 男 君
6 番	藤 井	良 信 君	14 番	中 川	達 君
7 番	恩 道	正 博 君	15 番	南	守 雄 君
8 番	北 川	悦 子 君			

### ○説明のため出席した者

町 長	川 口 克 則 君	総務部税務担当課長 総合収納室長	岩 上 涼 一 君
副 町 長	上 出 孝 之 君	町民福祉部長 町民生活課長	松 岡 裕 司 君
教 育 長	久 下 恭 功 君	町民福祉部長 保険年金課長	下 村 利 郎 君
総 務 部 長	北 雅 夫 君	町民福祉部保険年金保健センター 担当課長兼保健センター所長	重 原 正 君
総務部担当部長	中 西 昭 夫 君	町民福祉部長 福祉課長	島 田 睦 郎 君
総務部担当部長	山 田 吉 弘 君	町民福祉部長 環境安全課長	岩 本 昌 明 君
町民福祉部長	大 徳 茂 君	都市整備部長 地域振興課長	中 宮 憲 司 君
都市整備部長	長 丸 一 平 君	都市整備部地域振興課 観光・商工・労働担当課長	本 郁 夫 君
都市整備部担当部長	長 丸 信 也 君	都市整備部長 都市建設課長	田 中 義 勝 君
教育委員会教育次長 兼学校教育課長	北 川 真由美 君	都市整備部都市建設課北部開発 担当課長兼北部開発推進室長	喜 多 哲 司 君
消 防 長	永 田 三 好 君	都市整備部上下水道課長	長 田 学 君
総務部総務課長	棚 田 進 君	都市整備部上下水道課 下水道担当課長	井 上 慎 一 君
総務部総務課 人事秘書担当課長	田 中 徹 君	会計管理者兼会計課長	瀬 戸 博 行 君
総務部財政課長	長谷川 徹 君	教育委員会学校教育課 指導管理担当課長	岡 田 秀 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 向 貴代治 君 事 務 局 書 記 若 林 優 治 君

○議事日程（第2号）

平成26年9月4日 午前10時開議

日程第1

議案一括上程

議案第46号 平成26年度内灘町一般会計補正予算（第3号）から

議案第54号 財産の取得について

〔消防救急デジタル無線（車載型移動局）〕まで及び

認定第1号 平成25年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 平成25年度内灘町水道事業会計決算認定についてまで

日程第2

議会議案第11号 内灘町議会決算特別委員会の設置について

日程第3

選任第1号 内灘町議会決算特別委員会委員の選任について

日程第4

町政一般質問

10番 清 水 文 雄

9番 能 村 憲 治

7番 恩 道 正 博

13番 八 田 外 茂 男

8番 北 川 悦 子

11番 水 口 裕 子



午前10時00分開議

○開 議

○議長【夷藤満君】 皆様、おはようございます。

傍聴席の皆様には、早朝より本会議場にお越しをいただき、まことにご苦労さまでございます。

会議に先立ち、内灘町議会として、8月に発生した大雨災害によりお亡くなりになられた皆様や被災された皆様方に対し、心からお

悔やみとお見舞いを申し上げます。

特に、県内では、8月17日に羽咋市で土砂崩れによりお1人が亡くなられ、また20日には広島において大規模な土砂災害の発生により72名ものとうい命が失われました。

ここに改めて、内灘町議会一同、衷心より哀悼の意を表し、被災され厳しい避難生活を余儀なくされておられます皆様方に対し、心よりお見舞いを申し上げます。そして被災地の一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。



にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第47号及び認定第1号から認定第7号までの8件は、7人の委員をもって構成する内灘町議会決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。



#### ○決算特別委員会委員の選任

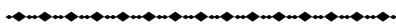
○議長【夷藤満君】 日程第3、選任第1号内灘町議会決算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました内灘町議会決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、内灘町議会決算特別委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

ただいま選任されました委員の方は、後ほどご会合の上、正副委員長を互選され、その結果を議長まで報告願います。



#### ○一般質問

○議長【夷藤満君】 日程第4、これより町政に対する一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、質問される議員の皆様全て一問一答方式で通告されています。

質問は中央の質問席で行い、質問時間は、再質問も含め1人30分以内とします。5分前に呼び鈴で合図をいたしますのでご容赦願います。

それでは、通告順に発言を許します。

10番、清水文雄議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

○10番【清水文雄君】 おはようございます。10番、清水文雄でございます。

町政一般質問をさせていただきます。

まず冒頭に、議長からもございましたけれども、8月20日未明、広島市での集中豪雨による土砂災害の被害によってお亡くなりになられた方々、そして今もなお避難をされている方々に心から哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

私の最初の質問は、通告にもございますけれども、8月7日に報道をされて明らかになった町職員が17歳の高校生にみだらな行為をし、いしかわ子ども総合条例違反の疑いで金沢区検に書類送検された事件について、町の最高責任者である町長にお伺いをいたします。

今回の事件について、私のところにも多くの方々から問い合わせや意見、あるいはお叱りなどが大変多く寄せられています。それだけに、町民の皆さんはこの事件に関心を持つと同時に、二度とこうした内灘町にとってマイナスとなる事件が起きないことを強く願っているのです。

そのことは川口町長自身が一番よくご存じなのだというふうに私は思っております。なぜならば、この事件を起こした職員は、ことしの新規採用者で試行期間中であり、そして町長の縁故関係者であるからであります。私は、そういう意味ではこうしたことをうやむやにせず、きちっとしていくことが町民からの町政への信頼回復、さらには町民とともにこの内灘町の発展に向けたまちづくりができるものと考えております。

さらには、一番残念なのが、ここの庁舎の中で働く町職員。町職員にとっても大きな影響が及ぼされているわけでございます。そして私たち議員の綱紀粛正にもつながるものというふうに私は確信をして、質問に入らせていただきます。

この事件は、8月7日のテレビニュースで

明らかになりました。町長がこの事件について、いつお知りになったのか、また、この事件をお知りになった以降の町としての対応をお聞きをいたします。

○議長【夷藤満君】 北雅夫総務部長。

〔総務部長 北雅夫君 登壇〕

○総務部長【北雅夫君】 ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、平成26年8月7日木曜日でございますが、午後3時、津幡警察署が、女子高校生にみだらな行為をしたとして、内灘町在住の公務員25歳をいしかわ子ども総合条例違反の疑いで金沢区検察庁に書類送致したというふうに発表いたしました。この発表を受け、当町で調査をした結果、当町職員であることが判明いたしました。それにつきましては、直ちに町長にご報告いたしました。

この事件を受け、翌8月8日金曜日午前9時から緊急部課長会議を招集いたしまして、改めて職員の綱紀肅正と信頼回復に向け職務に精励するよう指示をいたしました。

その後、本人に対する事情聴取を行い事実関係を確認した上で、8月19日に内灘町職員懲戒審査会を開催いたしました。審査の結果、地方公務員法第29条第1項第1号並びに第3号——これは各種法令違反と、それから全体の奉仕者としてふさわしくない非行の禁止でございます——及び第33条信用失墜行為の禁止の規定に基づきまして、今回の処分、当該職員に対して懲戒免職の処分を行ったものです。また、上司2名については、管理監督不行き届きによりまして、書面で嚴重注意いたしました。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 私の質問、町長に対する質問と受け取っていただいて、ぜひとも町長からの答弁をいただきたいわけですが、

今、北部長のほうから8月7日に連絡があ

ったということですが、そんなはずはないだろう、もっと早くから役場に対してあって私は当然だというふうに考えるわけですが、質問の中にもきちっと私は質問しておりますけれども、町長がお知りになったのはいつなのか、何月何日なのか、回答をお願いをいたします。

○議長【夷藤満君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 おはようございます。今のご質問にお答えいたします。

私が知ったのは8月7日の夕方といたしますか、調査してうちの職員だとわかったときだと思います。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 私のお聞きした情報によっては、もっと前に聞いたというふうなことも、連絡をしたというふうなことも聞いております。まあまあ、ここでそんな話をしとっても話が前に進みませんので、次の質問に移らせていただきます。

2つ目には、マスコミ報道による事件を起こした職員は8月5日から有給休暇を取得をしたということになっておりますけれども、それは事実なのかどうかお聞きをいたします。

○議長【夷藤満君】 北総務部長。

〔総務部長 北雅夫君 登壇〕

○総務部長【北雅夫君】 ご質問にあったとおりでございます、本人は8月5日以降、休暇を取得しております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 有給休暇を取得したということですが、8月5日以降何日間取得をしたのかお聞きをいたします。

○議長【夷藤満君】 北総務部長。

〔総務部長 北雅夫君 登壇〕

○総務部長【北雅夫君】 本人につきましては、8月5日以降、処分の日まで休暇を取得

しております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 処分の日がいつかって、処分の日。さっき言った。

○総務部長【北雅夫君】 処分の日は8月20日付でございますので、その日まででございます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 8月5日から19日まで、処分の日まで有給休暇を取得したということですが、この有給休暇を取得させたことに対する町民の批判の声が私のところにも届いております。

新規採用の試行期間中でも有給休暇は公務員法で認められているわけでございますけれども、それだったら町でもっと早く処分をするべきだったのではないかと、私はそんなふうに思うんですけれども、なぜそうしなかったのか。これ5日から19日といいますと約15日間ですか、多分丸々だと、有給休暇付与日数の満日だというふうに思うんですけれども、その点について回答をお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 北総務部長。

〔総務部長 北雅夫君 登壇〕

○総務部長【北雅夫君】 職員に対する事情聴取、それから事実確認、そういったことと、それから今申し上げました各種法令の調査ということで、処分を決定するのに必要な時間を要したということでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 必要な時間とかそういうことを言われますけれども、私も民間出身ですが、そういう意味じゃ、やっぱりスピード感が、町長がいつも言っているスピード感がない。そういう誤解を与えるようなことを、早くきちっと庁舎内でやるべきだと。私も全協で申し上げましたけれども、町民に対する謝罪のメッセージなり、そういう

ものやっぱり早急に私は出すべきだったというふうに思っております。そういう意味では、やっぱりこれ以降、今後、早目の対処をお願いをしておきたいというふうに思います。

3つ目の質問でございますけれども、18歳未満を対象にした子供を守っていく立派なまちづくりを内外に表明をした子どもの権利条例を私ども内灘町は持っております。そうしたこの条例が発効している、そんな中での今回の事件を職員は起こしてしまったわけでありまして。

この事件は、冒頭に申し上げましたとおり、そういう意味では町全体にとってマイナスとなる重大な事件であることは間違いありません。町職員がこうした事件を起こしたことに対する町長の所見と、一方でこの町に子どもの権利条例の精神が流れているわけでありまして、今回、職員が起こした事件に対する、子どもの権利条例に対する町長の認識をお伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

職員には日ごろより、全体の奉仕者として町民に信頼され、誠実かつ公正に職務に精励するよう強く指導しているところであります。

このたびの不祥事は子どもの権利条例の精神以前の問題であり、内灘町職員としてあってはならないことと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 今、町長答弁をされましたけれども、少し答えになっていないのかなというふうに思います。そういう意味では、この議会本会議、傍聴者の方もたくさん来てらっしゃいますし、町民に対する謝罪のメッセージなりが私はあって当然だと思うんです。それがなかったことが大変残念に思うわけでございます。

子どもの権利条例以前の問題というふうに町長は言われました。この内灘町の子ども権利条例、これは子供を守って健全に育てていこうとの内灘町町民の良識が表明をされているわけでございます。そして議会で全員が賛成をしてできた子どもの権利条例なのであります。町長も当時はこの条例ができたときに、町民部長として文教福祉常任委員会にも出席をされておりましたし、そんなことはよくおわかりのことというふうに思っております。

その中で、子どもの権利条例の中で前文に掲げられているのが、「子どもは、子どもとしての権利を正しく学び、考えたことを自由に表明し、自分たちに関わる決定に参加」ができる。あるいは、「このような経験をとおり、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。こうしたことから、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます」、そう宣言をしているのであります。

この規範意識の育み、このことについて子どもの権利条例は述べているわけでありませうけれども、私は、上が清ければ下は濁らない、「上清ければ下濁らず」、そういうことわざがあります。上がきれいなら下は濁らない。このことわざが示すとおり、今般の事件に対する職員集団の最高責任者として、町長のみずからの責任に対する考えをお聞きをいたします。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 お答えいたします。

今ほど清水議員のほうより、謝罪はなぜなのかと最初ありましたけれども、謝罪につきましては、一昨日の提案理由の説明に先立ち申し上げましたとおりでございます。

職員の不祥事は、行政に対する信用を失墜させ、町民の信頼を大きく裏切るものでございます。子どもの権利条例を掲げるなど、子

育て支援を重要施策に掲げる本町として、まことに遺憾であります。今後、綱紀の粛正及び法令の遵守について徹底を図り、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

また、今ほど町長の責任についてのご質問がございました。

町政をあずかる者として責任の重大さを痛感しており、今後は、二度とこのようなことが起きないように、職員一丸となって町民の皆様への信頼回復に努めてまいる決意であります。町民の信頼回復に努めることが、町長としての責任であると考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 今、町長のほうから答弁をいただきました。

町長の最高責任者としての責任はどうかという質問をさせていただいたわけでございますけれども、なかなか形に見えるものが表明をされていない。そういう意味では、職員の管理責任も含めて、そこの担当課長、部長が処分をされている。そういう意味では、私は、先ほども言いましたけれども、こういう問題をうやむやにするのではなくて、町長が信頼を回復していきたいというなら、みずからが何らかの責任の形を私は示すべきではないかな、そんなふうに考えます。

町長の上はいないわけですから、みずからがそういう態度表明をすれば、誰もそのことがおかしいとか言うこともございません。逆に言えば、町長に対してそういう厳しい声も、言う人がなかなかいないということなんです。最高責任者っていうのは、そういう意味ではみずからがやっぱり律する。私はそんな精神が欠けているんじゃないかというふうに思うわけでございます。

この間の前例とかそういうものをお答えになるんだろうというふうに思いますけれども、それはやっぱり今回の事件の特殊性も踏まえて私は考えていくべきだと思います。そのこ

とについて、町長のお考えをお聞きをいたします。

○議長【夷藤満君】 北総務部長。

〔総務部長 北雅夫君 登壇〕

○総務部長【北雅夫君】 ただいまのご質問でございますが、過去の例も含めまして、職員の職務外の不祥事と職務上の瑕疵<sup>かじ</sup>あるいは過ち等に対する町長の責任につきましては、これはおのずと別のものであるという考えから、平成5年あるいは平成18年に同様の職務外の職員の不祥事がございましたが、これにつきましては町長が、今ご指摘にあったように、姿が見える形で具体的な責任の所在を明らかにしたという事例はございません。これは先ほど申し上げましたように、職務外の不祥事と職務上の瑕疵<sup>かじ</sup>等に対する考え方の違いであります。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 私が言っているのは、今回の事件の特殊性、そんな意味からも、やっぱり町長、最高責任者としての道義的責任もあるんじゃないか、そのことを申し上げているわけでございます。

なかなか気持ちが伝わらないようで、町長の気持ちも私たちには伝わってません。そういう意味ではやっぱりきちっと、うやむやにするのではなくて形にしたもの、そういう責任のとり方もあるんだと、そのことについて町長の考え方を再度お聞きをいたします。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、町長の責任として一日も早い町民の信頼回復に努めることではと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 町長の答弁にある町民からの信頼回復というのが、その言葉が大

変むなく聞こえますし、私も感じます。

今から、今回の事件で受けたこの内灘町のマイナスイメージ、そんなものも払拭をしていかなければならない。そういう意味では、これからの町政運営、町の発展に期待をしていきたいと思うわけでございます。ぜひとも形ある最高責任者としての責任についても今後お考えをいただくよう、申し入れをさせていただきます。

あんまりこれで質問してますと時間がございません。次の質問に移らせていただきます。

町職員の採用評価基準などについてお伺いをいたします。

町職員の採用に関して、これは新聞にも出とったんですけれども、まちづくりオンブズマン内灘遊援特命班というんですか、そこから情報公開請求がされているということでございますけれども、その情報公開請求の中身についてお伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 北総務部長。

〔総務部長 北雅夫君 登壇〕

○総務部長【北雅夫君】 議員ご質問のまちづくりオンブズマン内灘遊援特命班を表記いたしました書類に書きあらわしたような公文書公開請求はございません。

しかしながら、内灘遊援特命班として活動していらっしゃる個人の方から、内灘町職員採用の新規採用、これは平成26年4月入庁分に係る文書といたしまして、正規職員の面接担当者一覧、正規職員の応募者数、受験者数、1次、2次試験合格者数、それから正規職員採用試験外部委託契約書、第1次、2次試験の採点、評価基準、第1次、2次試験の採点結果、評価結果について公文書公開請求書が提出されております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 そういう名称からの請求はなかったけれども、個人の方から情報公開請求があったということでございます。



そういうことがオンブズマンのところで取り上げられるということは、これは8月9日の北陸中日新聞ですか、に掲載されとったんですけれども、「この情報公開請求は、町職員の縁故採用を疑い、情報公開をした……」というふうに書かれておったわけでございます。

そうした疑念を招く職員採用の問題が実際にあったのかどうか、お聞きをいたします。

○議長【夷藤満君】 北総務部長。

〔総務部長 北雅夫君 登壇〕

○総務部長【北雅夫君】 ご指摘のような事実はございません。

以上です。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 もちろんそういうことがあったら大変なことでございますし、ある意味ではそういう疑念を抱かれているということについて、私は町職員の採用関連書類、これを、氏名は別にして公開をすべきだというふうに思います。

これを非公開というふうにかたくなに閉ざしていますと、町民から見ても、何か明らかにできない情報があるのではないか、あるいは面接で不公平、不適切な評価、得点がつけられているのではないかなどなど、採用事務が不公正かつ不適切に実施されているとの疑念につながっていくおそれがあるわけでございまして、どこの自治体でもこういうことが議論になっただけですけれども、情報公開の時代ですから、プライバシー等をきちっと管理をすれば採用関連書類の公開というのは私は実現をできるのではないかなというふうに思います。

公開をすることで面接官が受験者を公平、適切に評価して得点をつけたことがわかったり、それぞれ誰が見ても明らかにその公平さを見て納得をしていく。そんなことからそういう公開が私は必要ではないかというふうに思うわけですが、町としての考えを

お聞かせをお願いします。

○議長【夷藤満君】 北総務部長。

〔総務部長 北雅夫君 登壇〕

○総務部長【北雅夫君】 ただいまのご質問の第1次、第2次試験の採点評価基準等につきましては、開示することで今後の採用試験事務の適正な遂行に支障が生じるため、非公開の決定ということで、個人の方にはご返答をしております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 町の姿勢としてどうなのかということをお聞きしておるわけでございまして、審査会がどうだったのかということをお聞きしているわけではございませんので、再度お聞きをいたします。

○議長【夷藤満君】 北総務部長。

〔総務部長 北雅夫君 登壇〕

○総務部長【北雅夫君】 本事案につきましては、公開請求者から異議申立書が提出されております。それは非公開の項目についてでございますが、現在、内灘町情報公開審査会におきまして審議中でございます。答弁はこういったことから控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 町にその公開を求めて、それが断られたから公開請求をやったんだろうというふうに考えるわけでございますけれども、今、審査中ということでございまして、その点は私も今後見守り続けていきたい、そんなふうに表明をして、今回の質問を終えさせていただきます。

○議長【夷藤満君】 9番、能村憲治議員。

〔9番 能村憲治君 登壇〕

○9番【能村憲治君】 9番、能村憲治。

平成26年第2回定例会9月会議におきまして、通告に従って質問をさせていただきます。

まず質問に入る前に、議長や清水議員から

もお話があったように、8月20日、広島市で経験したことのない豪雨による土砂災害が発生しました。近年、大雨による災害が場所を選ばずに起きています。防災に十分気をつけなければならないと考えを新たにしているところでございます。

被災された方々には、心からお悔やみとお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧をご祈念を申し上げます。

それでは、質問に入ります。

まず福祉センターほのぼの湯の建設について5点、そしてリサイクル事業、回収方法について3点お伺いをいたします。

まず、福祉センターほのぼの湯建設についてお伺いをいたします。

昭和56年施行の建築基準法改正による新耐震設計法に基づき、本館、大広間について平成20年6月に耐震調査を実施し、さらに翌21年12月にほのぼの湯も実施しております。その結果、本館、大広間、ほのぼの湯ともに振動及び衝撃に対し倒壊や崩壊の危険性がある。つまり、耐震性能指標を満たしていない建物と判断をされています。よって、本館の宿泊業務は平成21年4月より中止をしております。しかしながら、ほのぼの湯は、変わることなく営業を続けております。

ところで、平成23年6月定例会におきまして、私は、ほのぼの湯と福祉センターの跡地利用について一般質問をしております。このときの町の考えは、この場所は市街化調整区域で建築行為に規制があるので、このあたり全体を公園用地として利用する人の宿泊施設の建設を議論しているということでございました。また、翌24年3月定例会での一般質問に対して、町の単独事業として整備するので、建設場所、施設規模を検討しているという答弁でございました。このように、質問するたびに町の答弁が異なり、一向に前に進んでいませんでした。

さて、川口町長が誕生してから1年8カ月

になります。町長は、ほのぼの湯の建設を現地で建てかえると公表をしております。町民はその行方に大変関心を寄せております。しかし、いまだに何ら決められず、具体的な計画が示されておられません。

町長は昨年度の本会議におきまして、福祉センターあたりで温浴施設、ホテル、道の駅を兼ねた総合的なものを考えていると述べられておりますが、町民はホテルなどの建設よりもほのぼの湯の建設に関心を持っているのであります。倒壊、崩壊の危険性があると診断された建物を年間20万人が利用しており、建てかえが急がれているのであります。

ところで、当初予算におきまして、ほのぼの湯建設に向けた調査費用を100万円計上しております。平成24年度の当初予算におきましても、総合公園を含めたほのぼの湯建設に向けての施設基本設計委託料500万円が使用されております。しかしながら、ほのぼの湯については効果を得られずにおります。

今回はほのぼの湯のみについての調査費用となっていますが、この調査はどのような内容になっているのか、お伺いをいたします。

また、次の4点についてもお伺いをいたします。

1点目、ほのぼの湯を使用しながらの建てかえは可能なかどうなのか。

2点目、建設に向けての課題。

3点目、建設費用の概算とその財源の見通し。

そして4点目には、完成をいつごろに定めているのか。

以上、建てかえに向けての基本的な構想をお伺いをいたします。また、現在までの進捗状況を具体的に答弁いただきたいと思っております。

○議長【夷藤満君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 お答えいたします。

福祉センターほのぼの湯につきましては、その泉質のよさや浴場からの眺望のすばらし

さから、高齢者を初め町内外から年間約20万人の方が利用されております。

私はこれまでも現在の場所で建てかえたいと申し上げており、そのことは今も変わっておりません。浴場からの眺望のすばらしさなど、現在の場所の利点を生かし、より充実した施設として多くの皆様が気軽に立ち寄ることができる憩いとにぎわいのある施設を目指したいと考えております。

ご質問の今年度の調査はどのような内容かについてでございますが、福祉センター整備基本構想策定業務の主な内容といたしまして、1つ目といたしまして全体コンセプトや施設規模などの基本構想の策定、2つ目といたしまして新しい温浴施設に必要な機能の検討、3つ目といたしまして既存敷地での施設建設に伴う条件の整理、4つ目といたしまして財源や機能など事業化に向けて検討すべき課題の整理などを取りまとめるものでございます。

次に、使用しながら現地での建てかえは可能かについてでございますが、先ほども申し上げましたが、現在、多くの皆様にご利用いただいていることから、できれば開館を続けながら建てかえできないか、整備構想策定の中で検討してまいりたいと思っております。

また、建設に向けての課題についてでございますが、主な点といたしまして、建設に係る財源、新たな施設の機能や規模、現在での場所での建てかえにおける立地条件などがございます。加えて、今ほど申し上げましたが、現在の施設を開館しながら建てかえができないかという点もございます。

こうしたさまざまな課題について、今後、整備構想の策定を進めていく中で具体的な課題を整理し検討してまいりたいと考えております。

次に、建設費用の概算と財源の見通しについてでございますが、平成24年3月に策定いたしました内灘町総合公園の第3次拡張を対

象とした基本設計の中で、新たな温浴施設を建設した場合の概算費用を試算しております。

その当時は、現在のほのぼの湯とほぼ同規模の近隣類似施設の建築当時の単価を用いた場合で、建設費用は約4億5,500万円と試算しております。しかし、これは単純計算による試算であり、今後、整備構想の策定による新たな施設規模等により、改めて概算費用を算出してまいりたいと考えております。

また、財源につきましては、平成25年度末現在、(仮称)高齢者いきいき健康センター整備基金で約1億8,000万円ございますが、これまで、総務省、国土交通省、農林水産省などに対し、施設の建てかえの必要性を強く要望しており、減災・防災や地域振興などの面からも有利な補助金や起債などがなく、調査、研究をしているところでございます。

今後も関係機関に粘り強く働きかけ、財源確保に向け鋭意努力をしてまいりたいと考えております。

次に、完成はいつごろに定めているのかについてでございますが、今後、この整備基本構想を策定する上で、財源の見通しも踏まえながら議会の皆様とご相談してまいりたいと考えており、そうした議論の中で具体的な建てかえ時期を定めていきたいと思っております。

とはいえ、多くの町民の皆様が一日も早い建てかえを待ち望まれていることをしっかりと受けとめ、できるだけ早い時期に実現できるよう、課題の整理と事業実施に向けた検討を加速させてまいります。

町民の皆様並びに議員各位におかれましては、早期実現に向け、さらなるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 能村議員。

○9番【能村憲治君】 大分具体的になってきたかなと、このように思っております。まだ「できるだけ早い時期」など、曖昧な言葉

も中に入っています。ぜひ町長、スピード感を持って進めていただきたい。町民はもとより、議員、議会とも、これは最大限に協力しながら進めなければならないことであろうと思っております。党派、会派を抜いた議員全体で応援するべきであるかと、このように思っております。ぜひ町長のほうもスピードを上げて進めていってほしいなど、このように思います。

それでは次の質問、リサイクル事業、回収方法など、次の3点についてお伺いをいたします。

1点目、高齢化その他の理由によるリサイクル当番の負担について、2点目、収集運搬に係る委託料について、3点目、分別収集計画の見直しについて、以上3つをお聞きいたします。

まず、リサイクル当番についてお伺いをいたします。

限りある資源を上手に循環させて環境に与える負担を小さくするため、リサイクルに関する各種法律が定められております。その一つである容器包装リサイクル法は、家庭から出る容器包装廃棄物を資源として生まれ変わらせるために、消費者、市町村、事業者がそれぞれ役割を担うということになっております。

当町では、この法律がスタートする以前の平成5年からリサイクル事業を開始しており、既に20年を経過しているところでございます。容器包装リサイクル法における町の役割の一つに、容器包装廃棄物の分別収集の責務があります。これには収集に必要な措置を講ずることも含まれております。

さて、当町ではスタート以来、分別収集を区、町会に収集委託料、つまりリサイクル推進交付金を交付することで事業を行ってきております。一方、区、町会のほとんどは、事情のある家庭や高齢者に配慮しながらではありますが、リサイクルの当番を決めて協力を

してきております。

しかし、スタートしたときから20年以上が過ぎ、60歳だった人も80歳になり、元気な人もいますが身体的につらい人もおり、用具の出し入れや保管、立ち会いが苦痛になってきております。また、核家族化も進み、時代や社会情勢が大きく変化してきております。高齢でなくても当番ができない人も出てきています。

町民は、消費者として分別排出の責務を持ち、リサイクルの義務を負いますが、分別手段、保管は町の義務であります。近隣との触れ合いも少なくなりつつある中で、当番の免除を言いづらかったりします。また、現在元気な人もいずれ高齢になり、自分自身の問題となってくるわけでございます。

まず、このような状況を町はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 大徳茂町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 議員ご質問にお答えをいたします。

町会リサイクル事業の実施につきましては、月に一度、夜間もしくは早朝に各町会において集積所を設置し、9品目の資源ごみを回収するものです。町民の皆様のご協力により運営されている事業でございます。

平成5年、事業創設時に、河北郡内の不燃物最終処分場の確保のため、「混ぜればごみ、分ければ資源」のスローガンのもとに町会の皆様の協力を得て立ち上げた事業であります。あわせてリサイクル推進交付金を交付し、以来、20年余りにわたり資源ごみの分別収集を実施してまいりました。

事業の実施につきましては、毎年、職員が全集積所を回り、直接リサイクル当番の皆様のお話をお聞きしまして実情把握に努めております。ご意見をお聞きした中には、議員がおっしゃいますリサイクル当番が負担となっているという声もお聞きはしております。

この事業は皆様のご協力がなければできない事業であります。しかしながら、事業を創設し20年を経た今、高齢化社会、また個々の事情等により町会リサイクルの負担が大きくなっているのも事実だと思います。

いま一度、この事業を推進するに当たりまして、リサイクルの実施時間、集積所の変更など、皆様とご相談をしながら今後の町会リサイクル事業に反映をさせるとともに、町会リサイクルのあり方について、今後、調査、研究を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長【夷藤満君】 能村議員。

○9番【能村憲治君】 調査するという事なので、しっかり調査して行ってほしいなど、このように思います。

2点目、収集運搬に係る委託料について。

次に、収集運搬に係る業者に支払う委託料についてお伺いをいたします。

冒頭でも述べましたように、当町では平成5年度からリサイクル事業を開始しており、既に20年以上経過しております。

業者に支払う収集運搬委託料を見ると、平成11年度は年間240トンの回収で847万円、昨年、25年度はリサイクル量が68トンと大幅に減少しているにもかかわらず、年間832万円となっております。その他の年度においても、平成24年度は69トンで840万円、23年度は80トンで860万円となっております。リサイクル量は3割と激減しているが、委託料はほとんど同じであります。ちなみに、平成18年度のリサイクル量が230トンで1,080万円払っております。

リサイクル量が多いときは高い料金となっておりますが、リサイクル量が3割に激減しても料金に変化が見られないのはどうしてでしょうか。お伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 議員ご質問に

お答えをいたします。

町会リサイクルの資源ごみ回収量は、常設リサイクルステーション新設後、約3割に減少しているのは、議員のおっしゃるとおりでございます。

町会のリサイクルに係る収集運搬の委託料金については、収集車の走行距離と搬入台数により毎年算出しております。

収集の運搬については、分別した各品目を1台の収集車にまぜることが困難であるため、1品目ごとに1台の収集車が必要となります。現在は常設リサイクルステーションが設置されることから、最少搬入台数での収集運搬を今現在実施しております。

議員ご指摘のリサイクル量が減少したのに委託料が大きく変わらないのはなぜかについては、少なくなった回収量であります。収集の運搬台数が減らないためであります。

今の収集方法では委託料を大きく見直すことはなかなか難しいとは思われますが、集積所の数や回収回数、回収方法などの見直しで委託料の削減が図れないか、これまた調査、研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 能村議員。

○9番【能村憲治君】 3点目へ行きます。

分別収集計画の見直しについてお伺いをいたします。

町のリサイクル事業につきましては、過去にも町民からの意見、質問が出ておりますが、それらの意見、要望、質問などは生かされてきたのでしょうか。

当町では、平成5年に町会リサイクルを開始し、また平成20年には常設リサイクルステーションを開設し、ごみ減量化、資源化を図っております。

平成25年度を見ると、常設リサイクルステーションでの回収量は、当町の全リサイクル量の約66%に当たる720トンとなっております。

す。回収された有価物の売却代金が243万円で収集運搬委託料は421万円、売却代金を引くと実質178万円が町の負担となっております。

一方、町会リサイクル量は、内灘町の全リサイクル量の6.3%に当たる69トンの回収、その売却代金は27万円。収集運搬委託料は、さきに述べたとおり830万円であります。町会のリサイクル回収量は現在ではこのように約3分の1に減少し、回収箱はがらがらな状態にあります。町民が町会リサイクルよりも常設リサイクルステーションを利用していることがよくわかります。

常設リサイクルには町会リサイクルで回収されない物も含まれておりますのでおおむねの数字として理解しておりますが、これらの数字からも、町会リサイクルをこのまま継続することに疑問を感じております。

事業を開始してから20年が経過し、町民の高齢化、社会情勢の変化、また収集運搬委託料に関する問題点などが見られます。町が新規に取り組む事業におきましては、定期的、また特に状況変化があったときにはその計画を見直すのは当然ではないでしょうか。特に町民の協力を得てする事業なら、なおさらと考えます。

以上のことから分別収集計画の見直しが必要と考えますが、町の考えをお伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 議員のご質問にお答えをいたします。

町会リサイクル事業の実施につきましては、集積所の増設や変更、収集時間の変更など、町会の皆様の要望に応じ毎年細かく見直しを重ねてまいりましたが、議員がおっしゃいましたとおり、基本的な実施方法については事業創設時より変更はございません。

常設リサイクルステーションでのリサイクルの回収量が大きくふえ、一方、町会リサイ

クルの収集量が減少するなど、リサイクルを取り巻く社会環境は創設時よりも大きく変化してまいりました。分別収集につきましては、町会の皆さんの負担軽減や利便性を維持しつつ、低コストで合理的なリサイクル事業を模索することは重要なことと認識をしております。今後、十分な調査、研究を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長【夷藤満君】 能村議員。

○9番【能村憲治君】 1点だけお聞きしておきます。

収集運搬委託料についてです。

なかなか難しいという答弁でありながら調査していくということですが、売却代金が、町内会のリサイクルですよ。売却代金を全て集めて年間27万円しか入らない。それなのに830万円余りの収集運搬料を支払うことに、私としてはどうしても疑問を感じております。

行政は最低のコストで最大の効果を出すというのが自治体の義務であろうかと思っております。委託料につきましては、この分を十分に考慮して進めていただきたいと思います。ぜひ再度この辺をお聞きいたします。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 議員のご質問ですけれども、先ほど述べたように、町会の皆さんの負担軽減や利便性を維持しつつ、低コストで合理的なリサイクル事業を模索していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 今ほど大徳部長から答弁ありましたとおり、このリサイクルだけを考えるのではなくて、捨てればごみ、リサイクルすれば資源でございます。ですから広域

事務組合のごみ処理負担金のほうも相対的に考えて今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長【夷藤満君】 能村議員。

○9番【能村憲治君】 私の質問を終わります。

○議長【夷藤満君】 7番、恩道正博議員。

〔7番 恩道正博君 登壇〕

○7番【恩道正博君】 おはようございます。議席7番、恩道正博です。

平成26年第2回定例会9月会議に質問の機会をいただきました。通告に従いまして、一問一答方式で質問を行います。

まず、第1の大きな質問ですが、軽度認知障害の早期発見制度の導入について質問をいたします。

年齢とともに私たちの認知機能が低下していくことは自然な現象であります。しかし、多くの一般的な疾病や状態からも同様に認知機能の低下が認められることがあるために、それが年齢に応じた自然な現象なのか、あるいは疾病に起因するものであるかを正確に判別できることが非常に重要なことであります。

厚生労働省の調査によりますと、全国の65歳以上の高齢者のうち認知症の方は、平成22年の推計で15%、約439万人、軽度認知障害の高齢者も約400万人と推定されております。また、認知症高齢者数は、平成14年から平成24年の10年間では倍増をしており、認知症及び軽度認知障害に関する早急な対応が求められております。

認知症の予防には、その前段階である軽度認知障害の早期発見と、その時期に認知機能低下を予防することが重要と考えられています。軽度のうちに適切な運動や生活習慣の改善などに対策をとれば、進行をおくらせ、認知症を予防することも可能とされております。

そこで第1の質問ですが、認知症の早期発見について、現在、町ではどのように取り組んでいるのかをお伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 お答えいたします。

認知症高齢者は今後も増加傾向にあるとの予測がなされております。また、その対応についてはさまざまな問題点や課題が指摘されております。

こうした中、内灘町での認知症の早期発見、早期対応につきましては、毎年、介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に健康基本チェックリストのアンケート調査を実施しております。この中に認知症に関する項目があり、疑いがある方には結果通知において専門医の受診を勧め、また顕著に認知症と疑われる方には、職員が自宅を訪問し、専門医を紹介するなどの対応を行っております。

さらに、認知症の予防や早期発見に関する健康教室、職員出前講座、いきいきサロン、認知症高齢者徘徊見守り訓練など、さまざまな機会を通じて認知症に関する周知啓発に努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 恩道議員。

○7番【恩道正博君】 今ほど、現在、町では、介護認定を受けていない65歳以上の方々にはそういうアンケート調査等で、そういういろいろな受診案内も含めて各教室等を開いているということですが。

次に、第2の質問ですが、厚生労働省が平成24年9月に発表いたしました認知症施策推進5か年計画では、認知症施策の推進や地域における医療と介護の連携を必要としているということですが、これも現在の町の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 お答えいたします。

国は、平成27年度施行の介護保険法改正により認知症施策の推進を掲げ、医療と介護の連携を大きな柱としております。

高齢者が日ごろから受診しているかかりつけ医が認知症を早期発見し、専門医につなげるというシステムを整備促進し、できる限り住みなれた地域で生活が継続できるような社会の実現を目指すとしております。

こうした報告を受けて、町は昨年度より、金沢医科大学の専門医、町内の開業医等にご協力をいただき、「内灘町における医療と介護の連携を推進する会」を立ち上げ、事例検討会や勉強会を開催しております。今後もこの会を継続するとともに、一層充実させてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 恩道議員。

○7番【恩道正博君】 今ほどの町長の答弁では、いわゆる町の開業医、これは先ほどの厚労省の5か年計画の中でも、いわゆる町の開業医が認知症に対する医療としての取り組みをとということで行っておりますけれども、町もぜひこれをもっともっと推進をしていただきたいと思えます。

次に、第3の質問ですけれども、愛知県尾張旭市が、これは平成25年5月から脳の健康チェックテスト「あたまの元気まる」というチェックテストを始めております。このテストは、アメリカで開発された軽度認知障害の早期発見プログラムで正常な老化現象による物忘れと軽度認知障害を判別するもので、テストは約10分間の質問に答えるだけの簡単なもので、結果を点数化し、3段階で判定するものです。それらは市の保健福祉センターで行っております。

今後、町の介護予防の中で認知症予防と早期発見を目指す上でこういった制度の導入にもついて、町の考え方をお伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 お答えいたします。

認知症予防と早期発見について、先ほどお答えいたしましたとおり、町ではさまざまな

取り組みを行っております。

しかしながら、近年の少子・高齢化や核家族化、また高齢者のみの世帯が増加しつつある社会にあって、本人、家族はもとより、住民の皆様のお力による地域コミュニティの充実が大切でございます。

そのため、現在、町全体での助け合いや支え合いによる仕組みづくりを目指す内灘町地域福祉計画の周知啓発を努めているところでございます。

議員ご提案の尾張旭市のような専門システムの機器を用いる方法につきましては、病院で受診することなく保健福祉センターで容易に判定できる気軽さはありますが、導入には年間使用料で約250万円かかる点からも検討が必要と考えております。

今後は、現在実施しておりますシルバー健診とあわせて実施できないか、またチェックシートを用いた簡易な方法なども含め、先ほど申し上げました医師やケアマネジャー等による「内灘町における医療と介護の連携を推進する会」でのご意見も聞きながら、本町における取り組みについて今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 恩道議員。

○7番【恩道正博君】 ぜひ今の、いわゆる介護予防の中での認知症に関して、これもいろいろと私も提案しましたけれども、今現在やっている町医者というか開業医の方、医科大も含めまして、そういう連携で、ぜひ町独自のそういう制度を早急に進めていただきたいと思えます。

次の質問に入らせていただきます。

次は、大根布排水区における県道及びその付近、いわゆる住宅街の住宅地への浸水対策についてお伺いをいたします。

最近では、先ほども当本会議の当初にありましたとおり、異常気象が当たり前のようになっております。特に近年、7月、8月の



夏場において大雨が一気に降るゲリラ豪雨や雷を伴う豪雨など、いわゆるゲリラ豪雨などが頻繁に起こっております。気象庁によりますと、1時間50ミリ以上の激しい雨は、昭和51年から昭和60年にかけて年平均174回だったものに対し、平成25年度までの10年間は241回で約1.5倍となっています。

ことし8月17日早朝に降った雨で、大根布地区の県道を含むその付近で浸水があったわけですが、これは住宅地からのいわゆる雨水と、県道からの雨水が側溝を通じて集水ますから県道を横断して矢板水路に流れておりますが、降水量が多いときに矢板水路の水位も当然高くなるために、逆に矢板水路から住宅地側の集水ますに逆流したものが原因と思われる。これまでも、降水量いわゆる雨量が多いと県道やその付近の住宅地などが浸水の被害に遭っております。

そこで第1の質問ですが、ことし8月17日早朝に降ったいわゆる降雨量と、そのときの矢板水路の水位、それと県道を含む付近、住宅地の浸水状況、それと最近のいわゆる県道の浸水時における降雨量、矢板水路の水位、道路への浸水状況等をお伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 長丸一平都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 8月17日早朝の降雨量は、午前5時20分から6時20分までの1時間が一番多く、10分当たりで見ますと、10分間に4ミリから9ミリという雨の強さでございました。その時間の降雨量の合計にしますと45ミリという豪雨でございました。

それから、ご質問の矢板水路内の水位についてでございますけれども、降雨前は標高マイナスの60センチに対し、1時間後では標高プラスの21センチ、合計しますと81センチの水位上昇がございました。大根布4丁目から5丁目にかけての県道の一部が、それにより10センチ道路冠水がいたしました。

また、最近の大根布地区の県道の冠水状況

でございますが、ことし6月12日の18時30分から20分間に30ミリの降雨があり、大根布5丁目付近で道路冠水がございました。また、過去3年の状況についてでございますが、道路パトロール時においては県道の道路冠水は確認いたしておりませんが、豪雨時には、今ほどのように一時的に道路冠水があった可能性はございます。

○議長【夷藤満君】 恩道議員。

○7番【恩道正博君】 今、8月17日では時間45ミリ、それと矢板水路の水位が80センチ強水位が高くなったということで、当然それはその分だけ逆に、いわゆる住宅地、県道側に逆流したと、これは考えてもよろしいですね。

逆に改めまして、この大根布排水区内の、過去にこれまでいろいろ対策工事等をやってきたと思うんですが、改めてそれらのことについてお伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 大根布地区における雨水対策事業をご説明いたします。

平成20年に完成いたしました農協横のバイパス管整備事業、それから現在も整備中でございますが、100カ所の雨水浸透ますを設置しております。それから矢板水路の改修事業などを行っております。

また、大根布ポンプ場、ここがメインのポンプ場でございますので、停電時の対策としまして、金沢側及び津幡側からの2回線受電工事を平成20年に実施しております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 恩道議員。

○7番【恩道正博君】 今ほどの答弁ですが、確かにそういう、これまで対策工事を行ってきましたけれども、先ほど第1の質問で、その時間、50ミリでも実際には県道や県道付近の住宅地にも浸水が及ぼすと。先ほど大根布の4丁目、5丁目と答弁されました

けれども、農協付近の1丁目あたりもそういうことで被害が住宅地にも出ております。

それと、そういうことともう1点、一応大根布排水区のハザードマップの中では、いわゆる50年に1回ですか、73ミリの降雨量があった場合には、大根布地区のところでそういう場合45センチ、たしか浸水の被害が出てくるというハザードマップも載っております。

そういった中で、改めて提案をしたいんですけども、所管の委員会ではありますけれども、県道や県道付近の住宅地の浸水被害の解消策として改めて、例えば新しい排水ポンプを設置し、河北潟や大野川へ直接排水するなどの排水能力の改善策について、町の方針をお伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 現在の降雨時の状況をご説明します。

排水ポンプ運転管理につきましては、通常、矢板水路の水位の自動感知で動いております。しかしながら、大雨が予想される場合には、気象予報を確認しながら、事前に水路内の水位を低下させるなど対策を講じております。

しかしながら、近年、短時間に、予想もされないゲリラ豪雨の場合は、瞬間的に道路冠水が生じているところでございます。

今ほど議員ご提案のように、今後はそういった突発的な豪雨の場合に備え、補助排水施設の検討や周辺道路の状況の調査を行いまして関係機関と調整し、また長期的な対策も含め総合的に検討してまいりたいと考えております。

○議長【夷藤満君】 恩道議員。

○7番【恩道正博君】 今の答弁で、ぜひとも今ハザードマップの中に載るとおり、そういう、今私の言いたかったのは、その1時間50ミリというのはもはや例外じゃなくて、どこの地区でも起きる可能性が多いと。それは昨年も宮坂とか北部でもありましたとおり、

そういうことに関して、これは町長が掲げる町民の安心・安全のことにつながりますので、早急な、ひとつ町としての対応をお願いをいたしまして、私の質問はこれで終わります。

○議長【夷藤満君】 13番、八田外茂男議員。

〔13番 八田外茂男君 登壇〕

○13番【八田外茂男君】 13番、八田外茂男。ただいまから一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

平成26年第2回定例会9月会議で質問の機会が得られましたので、町長及び関係部課長におきましては明快な答弁をお願いいたします。質問に入らせていただきます。

まず1番目でございますが、北陸新幹線がよいよ来年3月14日に開通が決まりました。私たち石川県の人間にとってみれば、待ちに待った新幹線の開通ということで期待も膨らみ、一度は乗ってみたいグランクラスというふうに思っとるわけですが、たくさんの方が石川県においでる、そういうふうに期待しとるわけです。それを踏まえまして、質問に入りたいと思います。

内灘の魅力は何か。自然の贈り物、内灘海岸、内灘砂丘、これを念頭に置いてしていくわけですが、現状に皆さんは甘んじてるのではないのか。ほっといても内灘町には観光客が来るのではないかというふうに思ってる。余りにも、新幹線がもう目の前に来て開通するのがわかってるのに何ら行動してないように見受けられる。それについて質問をさせていただきます。

現在、内灘海水浴場の現状について、私が語るほどではないと思いますが、昨年の9月にも同じような質問をさせていただいています。それを踏まえて、今どういうふうに変っているのか、現状がどうなのか、まずそこから答弁をお願いしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 長丸信也都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 長丸信也君 登壇〕

○都市整備部担当部長【長丸信也君】 ご質問の内灘海水浴場の現状についてお答えいたします。

今シーズンの海水浴場の利用者数は、週末の台風や前線の影響を受け、昨年より利用者数が減少したと聞いております。

また、シーズン中の事故、事件につきましては2件の新聞報道がされており、このほかに町消防本部が救急出動した事案は4件でございました。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 八田議員。

○13番【八田外茂男君】 昨年は4名の方が亡くなりました。ことしは亡くなった方はおいでませんが、新聞報道で2件、そのほか、今報告があったとおりでございます。

命がなくなっていないのだからこれでいいという問題じゃないと思うんですよ。町としては、ルールづくりという形で海水浴客に周知はしていると思いますけれども、昨年の4人の亡くなった方、今回の方も含めて、そのルールを守ってない状況での事故というふうに考えられるのではないのでしょうか。

言っとる意味がちょっとわかりにくいかもしれませんが、要は、遊泳区域外で亡くなった方、遊泳時間以外で亡くなった方、結局そういうところでジェットスキーの方と接触してしまった。あの浜はルールをつくることによって、いかなる人でも平等に楽しめる、そういう浜を目指してルールをつくったはずです。ここは遊泳区域じゃないから安心してジェットスキーで楽しめる場所に、遊泳者がいたから事故になった。これはどっちがルールを破ったのかなど。やっぱりそういうことを考えてしっかりした指導をしていく。ルールをつくった以上は指導をしていく、そういう責任もあるということを理解していただきたい。

この問題に対して、町としては、ことしはどのような行動をとって対策をとってきたのか、

その辺の答弁をお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 長丸信也君 登壇〕

○都市整備部担当部長【長丸信也君】 町関係機関での取り組みについてお答えいたします。

町ではシーズン前に、内灘海岸海の家管理組合を初め、石川県の関係機関、千鳥台町会等による内灘海水浴場連絡会を開催し、海の家管理組合の運営、安全対策の取り組みについて協議をいたしております。また、海難事故防止対策として、離岸流の啓発及び「内灘の海浜利用に関するルール」のチラシを海水浴客に配布したほか、北鉄内灘駅構内にもチラシを置くなど、事故防止、秩序ある海岸利用の呼びかけを行っております。

このほかに、津幡警察署、千鳥台町会及び町職員での夜間合同パトロールを実施し、海の家営業状況、音響利用等の状況を確認し、指導を行ってまいりました。

さらに津幡警察署では、海開きがされた7月12日より毎日、海水浴場付近を重点地区として巡回を実施し、週末の金曜日から日曜日の夜間にパトカーを常駐させ、付近住民の安全確保、飲酒運転の取り締まりの強化などを実施しており、今後もさらなる安心・安全な海岸利用に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 八田議員。

○13番【八田外茂男君】 いろんな形でその周知徹底はやっておいでというのはわかりますけれども、まだ利用者がそこまでの認識がない。これに対して、利用者に対して一人一人にその周知させるというのは本当に難しいことだと思います。

昨年この9月議会で大磯海水浴場の説明をさせていただきました。新聞報道で見ますと、逗子市で音響の規制及びいろんな形での

規制をやっております。各海水浴場はそれぞれいろんな形で規制しながら、いかに安全な海水浴場をつくるかということを一生涯懸命いながら頑張ってるんです。いろんな形で批判を受ける自治体もあるはずですが、でもやっぱりそこに来た人の生命、財産を守るのは誰なんだと、そういう自覚を持った形で進めていく必要があるのではないかと。そういう観点から、本当に今、内灘町が何をすべきなのかということを考えるときではないのかなと。

ここで、副町長が赴任されまして約1年と2カ月たちます。県の職員として以前は活躍され、また県とのパイプもございまして。内灘町でできないことが、やっぱり県でしかできないこともあると思います。その辺を踏まえて、副町長としてどういう活動をされてきたのか、その辺をお教えいただければと思います。

○議長【夷藤満君】 上出孝之副町長。

〔副町長 上出孝之君 登壇〕

○副町長【上出孝之君】 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

内灘海水浴場及び海岸につきましては、多くの人が訪れる内灘町一番の観光名所であり、町民の誇りとする財産であります。

現在、町で策定しております「内灘の海浜利用に関するルール」の普及と啓発を石川県とともに連携した取り組みができないか要望を行っており、現在協議を進めているところであります。また、内灘海水浴場の安心・安全及び健全性を高めるため、海の家管理組合の夜間の営業時間の短縮について、石川県の関係機関とともに働きかけを行っております。

さらに、今年度、のと里山海道千鳥台交差点から海側に町道千鳥台53号線の延伸による町道の造成工事を石川県に強く要望をし、このほど、石川県県央土木総合事務所が工事に着手することとなりました。

今後、内灘海水浴場及び周辺海岸におきまして、にぎわいの創出、健全で安心・安全な

海岸利用のあり方を石川県関係機関と協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 八田議員。

○13番【八田外茂男君】 そういう形で、県といろんな形で協議をして一步でも前へ進むということはすごい大事やと思います。民間の浜茶屋組合さんも、当然にぎわいを創出するというのは、あの方たちは営利目的ですけども、やっぱり必要やということで一生懸命コマーシャルを流し若い人が集う、これはいいことだと思います。そこで力を合わせて、いかにルールのあるにぎわいをつくるかというのはすごい大事やと思います。

ここで私として一つ提案させていただけないかな。町として、あこにポリボックス及び救護センターを常設することはできないのかな。運営は夏期の間に限りますけれども、当然夏期の間、警察の常駐及びライフセーバーの方が常駐する。これは、例えば福井の三国海水浴場にもあります。有名な海水浴場には常設のそういうポリボックス等が設置されてます。

内灘町にもやっぱりそういうものがあって、そこにいることよっての安全が保たれるというものがあると思います。存在自体がやっぱり安全を守るということもありますので、ぜひとも町としてそういうものを設置できないのか、ぜひとも検討していただきたい。また、そういう考えに対して、できたら町長のほうから前向きな答弁をいただければと思いますので、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 上出副町長。

〔副町長 上出孝之君 登壇〕

○副町長【上出孝之君】 ただいまのご質問にお答えします。

ただいまご提案がございましたが、今のポリボックス等の件につきましては、警察のほうでもやはり予算的、人的な話もございまして、申し入れといえますか協議はしたいと

思います。

と言いながらも、海岸利用全体の話は今後検討していくというふうなことになっておりますので、今後、役場内に関係部署によるワーキンググループを立ち上げまして、以前にも質問にございました町営の海水浴場の設置だとか、あと海岸利用の規制などにつきましても検討していく所存であります。また、許可権者であります石川県関係機関とも適宜協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長【夷藤満君】** 八田議員。

**○13番【八田外茂男君】** ぜひとも検討していただいて、やっぱりいい形になっていただければいいと思います。

近年見ますと、ことしなんか特に、私の家が駅から浜へ行く途中に近いということもあって車で結構通ることあるんですけども、海外の外国人の方が結構歩いて海水浴場に行く姿を見るようになりました。以前の外国人とちょっと違うような方かなと。外国人というてもいろいろな国の方がおいでますけれども、なかなかどこの方か、どういう形で来たのかというのは調査してないんでわかりませんが、お客さんがそういうふうにしてふえてきてるなど。全体の入りとしては少なかったという、先ほど答弁いただきましたけれども、浅電を使いながらそうやっておいでの方がふえてきている。それはやっぱり実感するわけでありまして。よって、今からその浅野川電車について質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

今ほど言いましたように、浅野川電車は町民の足でもあり、それ以外に県内外の方がやっぱり内灘を訪れるために使う足でもあります。その浅電を今どういうふうにするべきなのかということで、金沢大学の研究室が全町民に対してアンケート調査を今しております。皆さんの家にも届いたと思います。私の家にも届いておりました。

このアンケート調査に対して、主体はあくまでも金沢大学がやっております。内灘町はそのサポート役というふうな形というふうにして、先月の議会の定例会議の中で説明を受けました。でも、そういうところで研究するのも大事ですけども、本当は運営会社である北陸鉄道及び関係自治体、要は内灘町、金沢市も含めて、やっぱりこの研究を三位一体な形でやっていただきたい。当然アンケートということで利用者がその意見に反映されるというふうに踏まえて、この三位一体で本当は研究していただきたい。それをプロデュースするのは本当は金沢大学やと思うんです。

だからこの企画において、当初から本当は内灘町として参加していただいて、アンケートづくり、またどういう方向性を示すのか、どういう方向で考えるのかということをやったり議論して進めていってほしかったなど。残念ながら、もうアンケートは始まっていますので今からどうのこうのは無理ですけども、将来、やっぱり皆さんの意見を聞きながらやっていただきたい、そういう思いであります。現在の内灘町の周辺、内灘駅周辺のことについてももう一度考え直す必要があるんじゃないのか。

私が議会議員に当選してもう二十数年たちます。その以前から内灘駅周辺の整備計画及びアカシア向栗崎2号線の整備が始まっております。用地買収だけが始まりました。私たちは、その将来像すらはっきり見たこともございません。でもこの二十数年たっても、この事業に対しては何ら進んだ状況ではございません。本年、北陸財務局から用地買収をしました。これについても何らいまだに方向性が示されない。どういう形で利用するのか示されない状態であります。

この件について、今まで内灘町はどんだけの投資をして、どんだけの期間、この事業に携わってきたのか。まずそこからお答えをいただければと思います。

○議長【夷藤満君】 長丸一平都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 私のほうからは、アカシア向栗崎2号線についてお答えしたいと思います。

このアカシア向栗崎2号線の道路整備事業の当初の目的につきましては、向栗崎地内において、県道松任宇ノ気線を通り金沢方面へ行く場合、踏切を横断し、クランク状の線形で旭ヶ丘へ行く道路となっております。その交通体系の解消を図ることを目的として平成元年から用地買収に取りかかっております。

この事業計画でございますけど、歩道幅2.5メートルの両歩道、総幅員12メートルの道路でございます。延長190メートルの道路整備を図るものでございます。現在、総事業費2億4,500万円と試算しておりますが、現在のところ、用地買収及び建物補償で1億5,825万7,556円の買収及び補償を支払っております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 私からは、駅裏の国有地の云々とか駅前開発についてお答えいたします。

北陸財務局から取得いたしました内灘駅裏国有地の土地建物につきましては、現在、東日本大震災の被災者1家族3名が福島県南相馬市より移転し、平成27年3月31日までの予定で居住をされております。福島県からは、その期限を平成28年3月末まで1年間延長してほしい旨の要望が来ており、本町といたしましては、この延長要請を受け、居住者が希望すればさらなる期限の延長を検討する考えでございます。

また、内灘駅周辺の整備計画につきましては、議員ご指摘のとおり、平成7年に内灘駅前整備基本計画を策定をしており、その計画をもとに、既存の駅舎周辺の観光案内、看板や公衆用道路の整備を行ってまいりました。

しかしながら、この基本計画は、先ほど申し上げました駅裏の土地等が計画区域に含まれていないものとなっております。……済いません。先ほど何か公衆道路って言いましたが、公衆トイレでございます。

○13番【八田外茂男君】 はい。

○町長【川口克則君】 しかしながら、この基本計画は、先ほど申し上げました駅裏の土地等が計画区域には含まれていないものとなっております。今後は、駅裏建物への居住期限の延長を検討することにあわせ、北陸鉄道とも協議を持ちながら内灘駅周辺の整備に向け、基本計画の見直しも含め鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 八田議員。

○13番【八田外茂男君】 済いません、質問がちょっと行ったり来たりしてごめんなさい。私も一応原稿はつくってあるんですけども、ちょっと順番どおり発言ができなくて申しわけございませんけれども。

私の言いたいのは、用地買収、財務局から地面を買いました。そこに福島の方が今仮住まいを起こされた。当然その人らにはやっぱり安全に、安心して住める状態にしてあげたいというのはわかってます。それ以降の話として、やっぱり駅周辺、今、歯抜け状態での開発になってます。それで向栗崎2号線も中途半端な状態で今とまっています。一時、立体交差等をつくってはどうかということで絵を描いたこともあったと思います。ただ、現実的じゃないということで話が消えて、そのままになっている状態で今いると思うんです。だから、私は用地買収が最後までできないのではないかと。要は、そう考えるわけです。

だから町として、やっぱり将来ここにちゃんとしたこういう道路をつくって、こういう道路の流れをつくりたい。駅の周辺に関しては、今の北陸財務局の地面が駅基本構想の中に入っていないかもしれない。でもそれをやっ

ぱり新たに入れて、駅周辺を本当にどういふふうな形にするのか。いい機会やと思います。ぜひとも見直してやっていただきたい。

これは税金で用地買収はやっているわけです。アカシア向栗崎2号線に関しては、やっぱり町の考えに賛同して用地買収に応じた方もたくさんおいでるわけです。もう20年前に応じたのに何にも進んでないって思ってる方もきっといるはずですよ。ぜひともしっかりした形で事業を確定し、それをもとにして地権者に交渉していただく。やっぱりその気持ちがないんじゃないか。とりあえず買って、後で何をするか、どういふふうにするか考えようじゃ、多分進まないと思います。

今後、北部開発におきましても、西荒屋の崖地の整備、そういうことを踏まえてもおんなじやと思います。今、協議してればとりあえず進んでるんだと、そんなんじゃなくって、一歩でも進むためにはやっぱりしっかりした形として議論をして、見える形で皆さんに交渉に当たる。

先ほどの海水浴場の問題も同じです。協議だけでは進まないんです。やっぱりみんなに見えた形で進まないんです。ぜひともみんなに見える形で今後進めていきたい、進めてほしいと、私たち議会もそう思ってますんで、ぜひともそういう議案をどんどん出していただいて議論をしていただきたいと思います。

こういう考え方に対して、町としてどういふふうに思っているのか、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 長丸一平都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 私のほうから、アカシア向栗崎2号線についてお答えしたいと思います。

現在、確かに1名の方とこれまでも37回ほど交渉しておりますが、なかなか家屋に立ち入ることを認めていただけないものですから、家屋の補償算定ができないという状況で現在

とまっております。

議員もおっしゃいましたように、この道路整備計画につきましては、計画時点からもう25年たっております。当時の松任宇ノ気線の交通量と比べまして車の流れが大きく変わっております。また、私どもの協議の中では、北陸鉄道浅野川線の軌道敷横断については相当北陸鉄道から課題を言われているのも事実です。そういった事業実施に当たって、今後は事業計画について再度議員の皆さんと協議をしながら問題整理を行いまして、最善の道路計画にならないかということを検討してまいりたいと考えております。

そういった計画がまとまった時点で、事業に協力していただいた方にも地域住民の皆様にもその計画をお示ししまして、町といたしましても、地区住民や児童生徒が安全で安心な道路として利用していただけるよう、道路整備計画に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 八田議員の先ほど言われた事業を進める上で、私も本当同感でございます。やはり事業を進める上ではしっかりしたビジョンを持って、それをぶれずに押し進めると。そこが私も基本としておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長【夷藤満君】 八田議員。

○13番【八田外茂男君】 しっかりしたビジョンをお互いに議論をしながらつくり上げていくというのはすごい大事なんで、ぜひとも頑張って一緒にやりましょう。

それと、北陸鉄道浅野川線についても一つお聞きしたいんですけども、なかなか北陸鉄道さんの経営努力が、厳しいというのはわかるんです。

ただ、私もちょこちょここと利用させていただいております。金沢駅に用事あるんならそれでいいんですけども、金沢市内に用事が

あるときにはやっぱりバスに乗りかえしていく。最近、スマホとかこういうタブレットでも乗りかえ案内とかがございますけれども、その辺がやっぱりリンクしてないんですよ。北鉄のアプリなんかあるんですけども、乗るバスを検索するアプリが北鉄から出てるんですけども、その中に浅野川鉄道というものがないんです。だから私のところから、例えば金沢のまちの中まで検索すると、駅前のバスに乗ってくださいって案内が来るんです。電車に乗ってくださいという案内がないんです。

例えば料金にしても、北鉄はＩＣａ（アイカ）というプリペイドカードを持っています。浅野川電車には使えないですよ。連携が全くされてない。同じ北陸鉄道でありながら、浅電とバスは別組織みたいなもんです。これは利用者の観点から考えたら、やっぱり統一してほしいと思うわけです。

将来新幹線ができれば、今の北陸本線が、ＩＲいしかわでしたっけ、民間鉄道になります。そういうところとも連携して利用者が簡単に乗れるように、やっぱり北陸鉄道さんに強く働きかけることは必要なんではないか。皆さんあんまり使うことはないのかどうか分かりませんが、ぜひともそういうことを、やっぱり北陸鉄道と常に協議をしてやっていただきたい。

今現在、北陸鉄道とどんな形で、どういう頻度で協議をしているのか、その辺を教えてくださいなと思います。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 北陸鉄道浅野川線につきましては、内灘と金沢駅を結ぶ住民の大切な交通手段として、年間約150万人を超える方が利用されております。

平成23年度からは、利用者の安全確保を図るため、国土交通省の補助事業を活用し、石川線とあわせて老朽施設の改修を実施してい

るところでございます。

北陸鉄道との協議につきましては、現在、内灘町を含めた沿線の3市1町で組織する石川線・浅野川線利用促進連絡会等で行っており、その内容は北陸鉄道の利用促進事業や国庫補助事業が主な議題となっております。

利用促進の面では、各種割引制度の実施やあさでんまつりなどのイベントを開催し、浅野川線の輸送実績も増加傾向に転じております。

今後、先ほど議員さんご提案のＩＣカード乗車券であるＩＣａ（アイカ）のバス路線との共用でございますが、これ私も以前からそう感じておりました。利用者の利便性をさらに高めていく取り組みや各種イベントを含めたＰＲ、さらには、先ほどもありましたとおり、外国人の方に対するおもてなしの方策等について、沿線自治体と北陸鉄道との協議を緊密に行い、利用促進に今後努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 八田議員。

○13番【八田外茂男君】 そういう形でいろんな利用者がふえてきているということは喜ばしいことでもあり、今後とも協議をしていただいて、やっぱり利用者第一ということをお忘れずに北陸鉄道と交渉をしていただければと思います。

また、今後とも、町はいろんな計画で、先ほどの駅前の周辺等の整備等もあります。そういう面ではやっぱり北陸鉄道と手と手を組んでやらなきゃいけない事業というのはありますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の小中学校へのタブレットパソコンについて質問させていただきます。

まず、大根布小学校にＩＣＴ授業モデル校としてノートパソコンが導入されました。それが平成22年10月ということでもあります。その当時、今後はこういうものがどんどん導入され各小学校及び各中学校にも導入されるだ



ろうということでありましたが、政権交代により、残念ながら頓挫してしまいました。

しかしその後、清湖小学校4、5、6年生対象に導入することができました。この勢いで全町の小学校に導入されるんだろうな、また中学校にも導入されるんだろうなと思いましたが、何やかんや言うて、こんで4年たったわけですね。4年たてば、こういう機械物ですから、当然故障も出てきます。新しい技術の物がどんどん出てきてます。

それを踏まえて、町はどうしていたのか。当然、実証実験という形、モデル校でございましたから、その成果とかいろんなものを調査していたと思います。まずその結果がどうであったのか、ここでお知らせをお願いしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 久下恭功教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 成果はいかにとのご質問であります。大根布小学校、今ほども出てきましたが、ICTの活用授業の検証結果につきましては、ことしの3月で3年間の実証研究が終了し、成果を文部科学省に報告しております。その内容につきましては、6月の議会全員協議会で議員の皆様にも報告させていただいております。

その内容ですが、子供たち同士が積極的に協働学習を展開するようになり、調べたことをわかりやすくまとめて発表する力がついた、発表力がついたら。また、保存した学習履歴を繰り返し使えるということでのより理解が深まっていった。教師にとっても、教材を工夫、また共有化が図られるなどの成果が上がっております。

一方、ICT機器を活用するには大変準備がやっぱり必要です。また、支援員さんの存在も欠かせないという面もあります。機器の保守管理や年度更新にかかる人的・物的経費が自治体にとって大きな負担になることも報告させていただいているところです。

以上であります。

○議長【夷藤満君】 八田議員。

○13番【八田外茂男君】 教育委員会が評価でもされてますよね。年に1回、評価。その中でもICTの利用に対しては、利用能力の向上につながり、知識、理解の促進が図れるということで、確かに今教育長が言ったことを認めています。でも、この中に町内全校に広めるための資機材の整備、プログラム、充実が求められます。自分たちでやってきて、自分たちでそういうふうにして全学校に広めなきゃいけないって評価してるんですよ、教育委員会自身が。いまだに入っていない。

新聞報道でも、いろんな形で日本中の小中学校が今導入をどんどん決めていっています。東京都の小中学校に順次全校に導入を進めていっています。九州でもやっぱりそういう地区が相当ふえてきてます。なぜ内灘町がそれができないのか。モデル校として手を挙げたということになれば、やっぱり先頭を常に切っていかなければいけないのではないかと。

財政とかそういう問題は確かにあります。子供にその財政、関係ありますか。同じ内灘町に生活する同じ学校というか、小学校に通う生徒で差があっているのかなど。それに対して、教育長、どう思われますか。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 導入に差があっているのかという話ですが、この夏、大根布小学校に六百数十台配布されたタブレットパソコン、これを各小学校に平等にということでも再配備しております。また、こちらも大変有効なツールである電子黒板、これも平等になるように各小学校に再配備しております。

国は現在、3.6人に1台の教育用パソコンを目指しております。しかし、国の今の現在では6.何人に1台しか全国の平均では行き渡っておりません。しかし、内灘町では既に2人に1台以上の割合で配布しております。各教

室の無線LANシステムも整備をしております。そういう面でいえば恵まれた環境下にあると言えます。

この状況下で各学校が効果的な学習ができるように、また費用対効果の観点からも成果が出るように努めてまいりたいと、学校と協力してやっていこうというふうに思っていますし、現在もやっているところです。ですから導入してないということは少し違うのではないかなど、ちょっとそういうふうに思いません。基準にも達しておりますし、一生懸命それに向かって活用も進めております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 八田議員。

○13番【八田外茂男君】 確かに今導入しているのかもしれない。ただ、やっぱり、いつ、どういう形でやったか。そして今の現状を恵まれた状態っていう認識自体がどうなのかなど。確かに全国レベルでいけば充実した環境かもしれない。でも、違う市町村では、完全に1人1台配布している自治体もあるということです。それを踏まえて充実した環境と言えるのでしょうか。2人に1台あればほんでいい、そんなものではないと思いますし、今、再配備した大根布小学校の機器、もう相当機器自体が古くなってきておるわけです。そんなことを踏まえながら、当然新しい物を本当は配備していくべきではなかったのかなと思います。

今、議会もすごくこういう形でタブレット導入を図ってます。なかなかやっぱり思いどおりには動かない面もございます。でも、やっぱり子供たちにとってみれば、1年、私らの1年と子供らの1年は違うんですね。導入時期が変われば、少なくとも1学年上がってしまうんですよ。私たちはそんなに1年は変わらないかもしれませんが。町として早急に予算を立て、各学校に、全員とは言いません。せめてやっぱり4年、5年、6年生以上に対しては早急にタブレットパソコンを使った授

業及び中学校にも導入していく、そういう姿勢というものは必要なんではないでしょうか。

ぜひとも来年度予算に向けて検討していただきたいと思いますが、そういう検討する価値があるのかなのか、教育長、ちょっと答弁をお願いします。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 ICT教育、生徒たちの興味関心を引く、そういうことで非常に使い方によっては有効であるということは間違いありません。ただ、タブレット教育ありきではない。教育はアナログも必要ですし、タブレットを1台ずつ与えれば、そこからスタートすればいいですよという考えは私はちょっといかなもんかと。ですから、人と人のやっぱりつながりの中で教育をしていくというのが原点であるし、その中でタブレットをうまくツールとして使う。

そしたら、1人1台パソコン、本当にいいことです。でもお金がかかります。同時に、全授業でタブレットを使うということは、実際問題、ありません。どこの先進的な地域で見てもタブレットは単なるやっぱりツールです。ですからそういうことを考えると、何回も言いますが、最初にタブレットのICT教育ありきではない。教育効果を上げる、学力向上に関してそこからスタートするという考えはいかなもんかというふうにも思っています。

ただ、経費的なものが許せばどんどん子供たちに買い与えてやりたいですけど、1つ5万もする最新のタブレットパソコンを与え、そのための支援員さんをいっぱい配置し、そういうことで本当に費用対効果としてどうなんかということも私はどうかなというふうにも思っております。

そういうことで、現在は判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 八田議員。

○13番【八田外茂男君】 今の教育長の答弁は、先ほど言いましたような教育委員会が出している評価、その中とちょっと違うんじゃないのか。この中では、確かにアナログというものは、教育長が人と人との、やっぱり対面で行うのは教育やと思います。でも、そのツールに対して教育委員会としては認めてるんですよ。全校生徒に配布すべきやって言ってるんですよ、あなたたちがつくった評価の中でね。学習に対してそれは有効だということ認めてるんですよ。それで今の答弁というのは、私はつじつまが合わないと思うんです。ツールとしては有効だと、ただ、教育はそれだけじゃない。でもこれに対してはやっぱり有効なんで、早急に全校生徒に配布することを検討しますと、そういうのが普通答弁じゃないでしょうか。

今の、教育長、もう1回答弁やり直していただけないでしょうか。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 評価として、全校に配備するということは聞いております。全員にということではないというふうに思いますし、高学年には1人1台パソコンが行っているのと同じ状況が今あるわけです。

具体的な数字をまたお見せしますけれども、教育用パソコンとしては、タブレットパソコン、それからパソコンルームにも40台のパソコンも用意されております。それが同時に、一斉にみんなが活用しているという状況は、今の教育の状況から見てありません。いろんな教科で使うことは使いますが、同時にそれをみんなが共有して使っているから1人1台が必要なんじゃないかということ、これについては、そこまでの普及が必要かというふうにも思っております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 八田議員。

○13番【八田外茂男君】 私は、別にタブレットパソコンは絶対必要やって言ってるわけではないんです。あなたたちの評価の中に有効やと書いてあるから私は言ってるんです。それが違うんですか、評価が。

最近のタブレットパソコンの配布の各自治体の例を見ますと、もう家に持ち帰って自宅でも学習ができる、そういうスタイルでやっているんですよ。そういう使い方もある。だからそういうのをいろんな形で調査して、どれがいいのか検討をする。そんでやりまわすって言う答弁欲しいって言ってるんじゃないんです。ぜひともそういうことも踏まえて検討してほしいと言ってることは言ってるんで、それすらできないということでしょうか。

もう一度答弁をお願いします。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 全国の状況を全てわかっているわけでもありません。

ただ、せんだって私、教育委員の皆さんと一緒に東京の日野市のほうに。なぜ日野市に行ったかということ、そこはICT教育推進室というのが教育委員会の中に設置されておる。そういう自治体はそうないもんですから、直接その中でどういうふうに考えているのかということ聞いてもしております。

そういうこと全般を通じて今研究もしているところですし、決して私は研究をしてないというわけでなくて、今後、検討はしていきます。有効なツールとして、いろんな面で教育的効果が上がるように一生懸命やります。その一つとしてICT教育ももちろん考えておりますので、検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長【夷藤満君】 八田議員。

○13番【八田外茂男君】 最初からそういう答弁をいただければね、私もほんな言わなくていいんですけども。

要は、ツールとしては有効なもんやと皆さんも認めているわけです。ただ、余りにも時間かけて協議していると、子供は簡単にとって言ったら失礼ですけど、私たちも年とるように子供たちも年とります。ただ、私たちの1年と彼らの1年は違うということです。今吸収するものが多い時期の1年というのは、私たちの10年、20年以上に相当すると思います。だから早急に協議して、検討して、来年度予算にでもやっぱり何らかの形で出せばいいなど、しっかりした町としての方向性が出ればいいなという思いで質問をさせていただきました。

今後とも、早急に協議をしていただいて、なるべく全ての小中児童生徒に対して平等な教育が行えるようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。



#### ○休 憩

○議長【夷藤満君】 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

午後0時29分休憩



午後1時33分再開

#### ○再 開

○議長【夷藤満君】 ただいまより休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ○決算特別委員会

##### 正副委員長互選結果報告

○議長【夷藤満君】 休憩中に、先ほど設置されました決算特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に来ておりますので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長に藤井良信議員、副委員長に渡辺旺議員。

以上のとおりであります。

それでは、一般質問を続行いたします。

8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 議席番号8番、日本共産党、北川悦子です。

先ほども出ていましたが、8月20日、記録的な豪雨で甚大な被害が出た広島市の土砂災害に心からお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧、復興をと願っております。同時に、内灘町で、自然災害に備えて学び備えていかねばなりません。

また、8月9日は、アメリカによる長崎への原爆投下から69年、長崎市では原水爆禁止世界大会長崎集会、市主催の平和式典が行われました。長崎市長の平和宣言では、核兵器の恐怖は世界が抱える今と未来の問題として核不拡散条約再検討会議、来年度、ニューヨークのほうでありますけれども、この会議に向け、核兵器保有国とその傘のもとにいる国々に呼びかけております。「核兵器のない世界の実現のために、いつまでに何をするのかについて、核兵器の法的禁止を求めている国々と協議ができる場をまずつくり、第一歩を踏み出してください。日本政府はその先頭に立ってください」と促しました。

また、集団的自衛権の議論を機に平和国家のあり方が論議されていると紹介。長崎は「ノーモア・ナガサキ」、ともに「ノーモア・ウオー」と呼び続けてきたとして、日本国憲法に込められた戦争はしないという誓いは被爆国と被爆地の原点だと強調。「その平和の原点が揺らいでいるという不安と懸念の声に日本政府は真摯に向き合い、耳を傾けることを強く求めます」としました。

また、被爆者代表の城台美弥子<sup>じょうだいみ</sup>さんは「平和への誓い」を読み上げました。6歳のときに被爆した当時の状況を語りながら、「この恐ろしい非人道的な核兵器を世界中から一刻も早くなくすこと、禁止条約の早期実現が必要です」と訴えました。また、「集団的自衛

権の行使容認は、日本国憲法を踏みにじった暴挙です」とも批判を上げております。

内灘町のほうでも核兵器廃絶の署名を集めたときにも、若いお父さん、子供を連れながら「署名させてください」と言う方がことしは特に目立ちました。

このように、平和を願う町民、国民の皆さん方の願いを何としても通すために頑張っていくたいなと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回は、国民健康保険制度の中の国民健康保険証に限って質問をさせていただきます。

「国民健康保険税が高い。何とかならないのか」の声をよく耳にします。お金を借りて保険税を支払ったとか、保険税を払いたくても払えないという声もお聞きします。

保険証がないと、医者にかかれば全額負担で多額となることは、皆さんよくご存じかと思えます。国民健康保険法では、納付期限から1年以上保険税を滞納している者には保険証を返還させることを義務づけ、返還させた場合には資格証明書が発行され、医療機関での窓口負担は全額自己負担となります。また、6カ月以上1年未満の滞納者には短期保険証が発行されております。だからこそ、資格証明書になると病気になっても受診ができず、緊急搬送されたときには手おくれで、命が奪われるという悲しい事件が後を絶ちません。

全日本民医連の2013年度の調査では、国保死亡事例56人、そのうち無保険者が23人、資格証明書が3人となっており、2005年から国保の死亡事例調査を始めていますが、依然と減少に至っておりません。保険証は命のパスポート。言いかえれば、命は無条件に守られるべきであると言えます。

内灘町の実態はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

まず最初に、内灘町での短期保険証、資格証明書の推移はどのようになっていますか。その中には18歳未満の世帯は入っていますか。

お願いします。

○議長【夷藤満君】 大徳茂町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 お答えをいたします。

国民健康保険において、収納率の向上は、その保険運営上極めて重要であります。悪質な滞納者につきましては、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めることが必要であります。

資格証明書の発行については国民健康保険法に規定されておりまして、平成12年4月から、政令に定める特別の事情がないのに納付期限から1年間の滞納がある方については、必ず被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することが義務づけされました。国保の被保険者間の負担の公平を図る観点からも、資格証明書交付の措置は必要であると考えております。

今ほど議員ご質問の国民健康保険証、資格証明書の推移はどうなっているのかということなんですけれども、平成25年度当初、保険証を交付している世帯は3,670、資格証明書を交付している世帯は31。平成26年度当初では、保険証を交付している世帯は3,602、資格証明書を交付している世帯は36です。平成26年7月末では、保険証を交付している世帯は3,636、資格証明書を交付している世帯は49となっております。また、資格証明書を交付している世帯であっても高校生世代以下の子供については短期保険証を交付しております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 18歳未満の世帯には資格証明書を発行していないということで、これは今後も発行しないというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 今ほど高校生

世代以下の子供と言いましたけれども、高校生になっても18歳、例えば4月2日に18歳になっても、その年度の末までは短期保険証を出しております。高校生以下の場合は、子供には郵送で短期保険証を送っている形をとっております。

それと、先ほど資格証明書のほかに短期保険証の件なんですけれども、先ほどのものからいきましたら、25年度で192世帯があります。26年度については200世帯ということですのでよろしく願いいたします。

短期保険証については国民健康保険法で規定されておりますので、そのまま発行するという形をとりたいと思います。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 世帯の中に18歳未満のお子さんがいらっしゃる場合は、資格証明書を出さずに短期保険証を送っていらっしゃるという回答でした。よかったなと思っております。

また、世帯の中に病人の方がいらっしゃるような場合にも、やはり今後接触されたような場合にはその世帯の状態をよく聞き取りをしていただいて、即資格証明書を発行するというような、幾ら決まりであってもしかないようにお願いしていきたいなと思っております。

次に、短期保険証、資格証明書の発行世帯の所得状況、また発行年齢はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 お答えをいたします。

国民健康保険に加入されている世帯の所得状況について、平成24年度分の総所得を集計した資料によりお答えをしたいと思います。所得なしの世帯が全体の25%、100万円以下の世帯が28%、100万円を超え200万円以下の世帯が27%になっております。また、200万円を

超え700万円以下の世帯が19%、700万円を超える世帯が1%となっております。

資格証明を交付している世帯について、平成26年7月末で平成25年度分の総所得を集計した結果では、所得なしの世帯が全体の45%、100万円以下の世帯が20%、100万円を超え200万円以下の世帯が23%、200万円を超える世帯が12%で、最高は359万円となっております。

それにもう一つ、国民健康保険の被保険者の年齢構成はということで、平成26年5月末時点で集計しました資料によりますと、19歳以下が全体の12%、20歳から59歳が35%、60歳以上が53%となっております。資格証明を交付している人の年齢構成は平成26年7月末で集計した結果では、19歳以下はゼロです。20歳から59歳が85%、60歳以上が15%となっております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 発行世帯の所得状況並びに発行年齢について今答弁をいただきました。

こうして見ますと、200万円以下の所得の方がおよそ80%ほどいらっしゃる。これは短期保険証のほうですか。資格証明書にしましてももっと大変で、半数以上の方が100万円以下であるというような所得状態の中で、なかなか払いたくても払えないというようなことが起きているんじゃないかと。

なぜこんなふうにお話をするかといいますと、本当に保険証がないと、病院へ行きたくても結局は我慢に我慢を重ねてどうしようもなくなってから病院へ行くと、医療を受けるということで、とうとい命を落とされるというようなことが往々にしてあります。昨年も金沢のほうでそういう方がいらっしゃいました。

というようなことを挙げましても、やはり資格証明書の発行ということは、法律では決まっておりますけれども、国保の法律では決

まっていると言いながらも内灘町として状態を見て、所得の少ない方、本当に大変だという方に対して、資格証明書ではなく短期保険証を発行するように対応をしていただけないかなというふうに思います。いかがなものでしょうか。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 今、資格証明書を交付している方が役場のほうに来られて相談においでた場合、国保制度の趣旨を説明しまして保険税の納付の必要性を納得していただき、分割納付の誓約書を提出してもらった後に短期保険証を交付しています。相談においでた方については、保険証を交付しなかった方は一人もいません。また、相談においでた方は、その後の分割納付を継続し、保険税の納付に努めているような状況であります。以上です。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 従来もお尋ねしてまいりましたけれども、窓口に来ていただける方はよろしいんですが、何回もお電話をしたり訪問したりしてもお会いできないというような方もいらっしゃるようになっておりますが、そういう方は自己責任というようなことで短期保険証になっても仕方がないというふうにお考えでしょうか。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 送付というか電話連絡、また手紙のほうでお知らせしても手紙が戻ってくるという状態の方も確かにいます。それに関してはこちらのほうで連絡方法がありませんので、その時点で、こういう言い方はちょっとあれかもわかりませんが、相手の方のほうから連絡が来て、そこで電話なりお話をしましてこちらに来ていただくか、電話のほうでお話をさせていただいております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 手紙等が戻ってくるということは、そこにいらっしゃらない、どこかへ移られたとか、そういうようなことになるのではないかなとも思いますが、もっとコンタクトをとる努力をしていただいて、ぜひとも、保険証がなくて病院へ行くのが遅くなるというようなことのないように配慮していただきたいなと思っています。

次の質問をさせていただきますが、資格証明書の方からの受診相談を受けられたことはありますか。件数と主な内容をお聞かせください。また、資格証明書の方から受診の相談を受けたときの対応はどのようになさっていらっしゃいますか。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 平成25年度では3件、平成26年度は4月から7月までの間で7件の相談がありました。

資格証明書を交付している方が役場のほうへ相談においでた場合、国保の制度の趣旨を説明し、先ほどと同じこととなりますけれども、保険税の納付の必要性を納得していただきまして分割納付の誓約書を提出してもらった後に短期保険証を交付しております。相談においでた方で保険証を交付しなかった方は、先ほども言いましたとおり一人もいません。また、相談においでた方については、いろいろな分割方法とか継続してどのように払っていけばいいのかという相談は十分にこちらのほうで受けて、被保険者の方については納得していただいていると考えております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 今年度に入ってから7件もいらっしゃるということですが、先ほどの資格証明書の発行世帯にしても随分多くなっているなというふうにお聞きしてました

が、この相談に来られた方たちの主な、忘れていたとか、なかなか払えなくてとか、そういうようなことまでお尋ねでしょうか。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 相談に来られた方については、いろいろなケースがあると思います。今お金がなくて支払いができないとか、その中でも、今、体の調子が悪くてお医者さんへ行きたいとか、そういういろいろな、今はないけれどもいつから収納計画をして払うとか、いろいろなケースがあると考えております。その中で特に多いのは、病気にかかってお医者さんに行きたいんだけども保険証を発行してくれんかという方が一番多いと思います。向こうのほうから滞納だからということで来るケースというのは、ちょっとまれにというふうに考えております。

○議長【夷藤満君】 答えとる趣旨違うぞ。質問の趣旨と違うぞ。

ちょっと今の答弁の趣旨が違うもんで、今調整しますんでお待ちください。

○町民福祉部長【大徳茂君】 先ほども言いましたとおり、相談においでる方はいろいろなケースで相談に来られると思うんですけども、それぞれのその家庭なりの事情がありますので、中身というか、その相談内容については控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 なぜ質問させていただいたかといいますと、やはり窓口へいらっしゃるというのは結構勇気の要るといえるか、お金がないと、医者へ行きたいと、どうしようかな、どうしようかなと、こう悩みながらいらっしゃるということで、一つ言えばSOSを発信しているとも言えるわけですから、そういうような場合には上手に誘導させていただいて、生活に困っているなら生活保護というようなこともあるとか、お金を一時的に公

的な部分で貸すようなところもあるとか、国民健康保険税については分割で支払うこともできるんだと、これは案内していらっしゃるかとは思いますが、国保税だけにとらわれないうで、ぜひこれはSOSを送っているんだというふうに認識をしていただいて、その方が今後も、今、一時はよくてもまた生活困難の上に困窮されて、やはり同じようなことを繰り返していかねばならないというようなこともあるかもしれないという点も思っていて、よく聞き取りをしていただきたいなと思います。せっかくというか、窓口まで来て相談を求めてきていらっしゃるというところに重きを置いていただきたいなと思います。

今、無条件に相談にいらっしゃる方には、資格証明書から短期保険証に切りかえていらっしゃるということなので、安心をいたしました。

そうしますと、多額の医療費がかかる場合には高額医療制度を受けられますが、この方たちもちろん、短期保険証の方にも高額医療費ということで、ある一定額で医療を受けられるということでもよろしいでしょうか。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 今ほどの件ですけれども、短期保険証でも国民健康保険証でも同様に高額医療費は使うことができますので、よろしくお願ひします。

資格証明についても同じです。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 かつて金沢市で初めて国保の資格証明書で死亡が発生したときに、1987年になりますけれども、全県的に資格証明書が廃止されたときがありました。資格証明書は発行しないでほしいというのが願いなんですけど、ぜひともコンタクトをとっていただいて、生活状態を見ていただいて、生活困窮から抜け出す逃げ道なんかも助言をしていただきたいなというふうに思います。



国会の答弁の中にも、やはり述べられています。ことしの4月14日、日本共産党参議院議員の田村智子氏が国保の資格証明書保持者の短期保険証発行についての政府見解を明らかにする答弁を引き出しております。医療を受ける必要と医療費の自己負担の一時払いが困難だという申し出があれば短期保険証を発行する扱いを示していると答弁をしております。

県議会のほうでも、やはり資格証明書が交付されていても医療を受ける必要が生じ、かつ支払いが困難であると申し出があった場合には、市長の判断で短期被保険者証を交付することができるかとされております。今後とも、各市町村に対して資格証明書に係る国の通知を踏まえ、適切に対応する指導、助言をしていきたいと、こんなふうに述べられておりますけれども、ぜひとも内灘町は、窓口に行っしやった場合には資格証明書から即短期保険証を発行するということですので、この点をずっと守っていただきたいなというふうに思います。

2つ目の質問に移らせていただきます。

子供の医療費助成についてお尋ねをします。

どの子もお金の心配なく、どこに住んでいても受診できることが親の願いです。また、子供の権利でもあります。

輪島市が9月議会で条例改正案を出し、可決されれば、県内初の独自に窓口無料化実施となりそうです。11月から来年3月までの追加補正予算は1,178万円と聞いております。

内灘町が独自に窓口無料化を実施するということになれば、概算で幾らぐらいかかるのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 お答えいたします。

乳児及び児童医療費助成では、小学校以上から18歳までの児童の医療費につきましては、月額1,000円の自己負担と今現在しております。

す。

この自己負担をなくし無料とした場合の助成金額でございますが、平成25年度ベースで小学生以上の自己負担をなくした場合、約540万円と考えております。ただ、この医療費が月額1,000円以下の方も申請されることとなります。その金額については推定が困難であり、助成金額は算定しがたいものでございます。

また、役場窓口で医療費助成の申請が不要となる現物給付方式でございますが、この制度を実施した場合、保護者の利便性から利用できる医療機関の広域化が求められ、県内全体での実施が必要と考えております。実施には、県、町、医療機関の連携が必要であり、システムの構築などが今後必要となってくると考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 広域化が必要になってきてシステムの改築が必要になってくると、高額なお金がかかるということだろうと思います。

7月11日に、県の健康福祉部長と子どもの医療費窓口無料化の交渉がありました。全国では子どもの医療費窓口無料化が当たり前となっており、石川県は全国でも最低の基準となっています。それで、何とか県として窓口無料化をしてほしいということで交渉をしてみました。健康福祉部長いわく、「医療負担に係る全国一律の制度であり、国の責任」との答弁にびっくりをして帰ってきたわけですが、国が責任を果たしてくれないので各自自治体は大変な努力をして助成を拡大し、子育てしやすい環境をつくるために努力をしていっしやると思います。

県のほうにもこころ辺のところをもっともって、県民のほうを向いて窓口無料化に向けていただきたいと思いますというふうには思っておりますが、町から県への働きかけはどのよ

うな進捗状況でありましようか。お尋ねします。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 今ほどのご質問でございますけれども、毎年、県に対し補助制度の拡充として、子どもの医療費に係る自己負担金の撤廃と対象年齢の中学校卒業までの引き上げを要望しております。あわせて、国の補助制度の新設も要望しております。

先ほどの現物給付方式につきましても、機会あるごとに県に対し早期実現について要望をしております。引き続き、さらなる制度の安定化、保護者の利便性を図る上でも、今後とも県、国に強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 ぜひ今後とも、私どもも県のほうへ交渉に行きますが、町としてもほかの市町村と連携をして、ぜひ現物給付になるように努力をしていただきたいというふうに思います。

先ほど、1,000円の自己負担をなくした場合に540万円でしたか、ほどかかるということでありましたが、これを県のほうに要請すると同時に、町で拡大するおつもりはありませんか。お尋ねします。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 お答えいたします。

医療費の助成につきましては、昨年度より町単独事業として助成年齢を18歳まで拡充したところでございます。自己負担なしの拡充につきましては、今のところ考えておりません。

また、これ県の助成が、年齢助成とか拡大とか、そういうときにはまた今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 ぜひとも、小学校1年生、2年生ぐらいでほとんど病院へ行くようなことも少なくなると思いますので、1,000円負担をなくす方向で、また再度検討をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

3問目のほうに移らせていただきます。

どこでも誰もが集いやすい公的施設使用料についてお尋ねをしたいと思っております。特に今回は、内灘町には各町会ごとに公民館があり、広範囲の方々が集いやすいというふうに思います。今回は公民館使用料に限ってお尋ねをしたいと思っております。

「最近、使用料が高い」「安くならないか」、こんな声を耳にします。よく聞いてみますと、公民館使用料として、役場への支払いと別に公民館に燃料費として支払いが生じているところがあるようです。公民館活動が活発に行われているところや町会以外の使用頻度が高いところは、光熱費高騰で大変だと思います。使用料が公民館独自でかかるようになっていくところでは、使用料と光熱費を合わせますと、今までの、例えば半日で900円で済んだところが1.5倍ほどの1,500円ほど、1,400円でしたか、かかっているというようなどころもあります。

そこでお尋ねをしたいと思っております。

役場へ支払う使用料の頻度により公民館へも還元されているのでしょうか。

○議長【夷藤満君】 北川真由美教育次長。

〔教育次長 北川真由美君 登壇〕

○教育次長【北川真由美君】 ただいまのご質問の使用料、光熱水費についてでございますけれども、公民館の使用料というのは条例に定まっております、町に入ることになっております。

また、光熱水費につきましては公民館のお金になります。公民館に納めていただくことになります。これは、受益者負担の原則に基

づきまして、各地区の公民館運営審議委員会で定められた金額を納めていただいているものでございます。

公民館につきましては町内17カ所ございますが、地域の自主的な運営を基本としております。このため実情に応じた光熱水費を、払いやすい金額に定められておるんですが、ご負担いただいているもので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

町からの補助金ということではなくて、実費として公民館に入ります。運営補助金というのは、別途、町からは一律補助をさせていただいております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 そうですね。支払いが、公民館に燃料費を払う、それから使用料は役場のほうへ支払うというふうになっていますが、町会以外の方々に貸した場合に、たくさん頻度の多いところは光熱費もかさんでくるわけで、その辺の公平性というようなことを考えられたことはあるのでしょうか。

○議長【夷藤満君】 北川教育次長。

〔教育次長 北川真由美君 登壇〕

○教育次長【北川真由美君】 今ほど申し上げましたように、実費相当分ということで1時間100円程度、半日だったら500円といったような金額を実情に応じて公民館のほうで定めておりますので、それについて、町が頻度に応じてお返しするという事は現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 内灘町には公的などで気軽に借りれるような場所が、何回も質問させていただいていますが、なかなかないと。各地区に公民館があると、大変な資源だと思っています。使用料を安く借りられれば、個人宅よりも気楽に集えることができます。自主的に趣味活動とかボランティア活動、

健康づくりと活発になるのではないのでしょうか。

そういう意味からも、今、役場のほうに支払っている、例えば、場所とお部屋と時間に応じて金額を払うわけですが、決められた金額を払っていますが、頻度の多いところなんかは、よく使われて燃料費もかさんで大変だというふうに思うんです。そこら辺のところ、そういうところにはもう少しお金が戻るとか、もしくは、何しろ使用料が高い。燃料費と両方、使用料と合わせると高額になるので、それを何回も、たまに1年に1回とか2回ならいいんですが、何回も皆さんでいろんなことをしようと思うとお金がかさんでくるので、そこら辺のところの使用料を考え直す、検討していただくというようなことにはならないでしょうか。

○議長【夷藤満君】 北川教育次長。

〔教育次長 北川真由美君 登壇〕

○教育次長【北川真由美君】 公民館の使用料につきましては、行政財産として町全体一律に定められております。公民館の実情が厳しいということであれば当然見直しの対象にはなってくるかと思いますが、各地区公民館から同じような声がどんどん上がってくるようになれば、町としてもその点は考慮をしてみたいと思います。

現在のところ、一律に運営補助金というものを支給しておりまして、その範囲内で運営をさせていただいております。特に光熱水費がかさんで厳しいというお声は頂戴しておりませんので、また公民館の協議会等に確認をいたしまして、そういう声があれば丁寧に拾ってみたいと思っています。

以上です。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 大変厳しいから光熱費を取るようになってきているんじゃないかなというふうに考えています。また、公民館の方たちともよくお話をさせていただいて、ぜ

ひとも公民館も潤うような、また使う者にとっても安価で使えるようなことを検討していただきたいというふうに思います。

次に、安全・安心なまちづくりとして、大変細かいことになるかと思いますが、お尋ねさせていただきたいと思います。

清湖小学校、よくお借りをしていますが、和室のテーブルとか、またイングリッシュルームのテーブルは大変重たくて扱いにくい。子供たちはどうしているのかなと思い聞いてみますと、イングリッシュルームのほうは、テーブルは後ろに積んだままで椅子を運び、英語の授業をしているというふうに言っていました。随分重たいんです。また、向栗崎小学校の卓球台も、全部じゃないんですが、昔の重い物も数台あるというふうに聞いております。

他の学校も調べれば、きっとそういう備品等があるんじゃないかなというふうに思っています。予算上、なかなか請求できないという現状があるのではないかと思います。子供の安全性、効率性も考え、各学校の備品にもぜひ目を向け、計画的に改善をお願いしたいというふうに思います。

同時に、町民ホールの机も、使用するたびにガムテープを張って危険のないようにいつもしております。机の端がまくれて危ないので、テープで押さえて使用しているような状態なんです。毎回毎回というようなふうにテープを張らなきゃ、今回はここがよかったんにまた悪い机がというようなふうで、今、キャスターつきの扱いやすい物が中には何台か入っているかなというふうには思いますが、キャスターつきになれば大変行事をするようなときに楽になるのではないかというふうに思います。

学校、町民ホール、どちらも予算を組み、計画的な改善をしてほしいなというふうに思いますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 北川教育次長。

〔教育次長 北川真由美君 登壇〕

○教育次長【北川真由美君】 まず、学校施設のほうからお答えさせていただきます。

教育備品でございますが、これは各学校長の管理下にございまして、現状に応じて計画的に更新を図っております。

ご指摘の机あるいは卓球台が重いということでございますけれども、部屋の大きさや用途、そういったものを考慮しまして、教育規格に合ったものを使用しておるというふうに認識しております。

今、大きな破損等がないのであれば、議員もおっしゃっていただいたように、今すぐ交換というのは厳しいのかなというふうに思います。今ある物を大切に、長く使い続けるということも、教育的見地からも、それから財政上も大切なことかなというふうに思っております。

ただ、いろんな方がそういう学校施設を使うようになってきました、学校開放ということで。そういう点もありますので、更新時期が来ましたら、高齢の方でも使いやすいような規格等もこれからは配慮していかなければならないなというふうに考えております。

どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 北雅夫総務部長。

〔総務部長 北雅夫君 登壇〕

○総務部長【北雅夫君】 私のほうからは、町民ホールの備品等につきましてお答えをいたします。

町民ホールの机につきましては、ご指摘のとおり、天板の横のほうが剥がれているなど、破損しているものが数脚ございます。机に限らず町民ホールの備品につきまして、いま一度早急に点検を行いまして、利用される方が不自由なくお使いいただけるように、予算面も考慮しながら計画的に補修等を行ってまいります。

一方、ご利用者の皆様に対しましては、備

品も含め町民ホール全般を丁寧にご使用いただけるように周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 ぜひ町民ホールのほうは点検をしていただいて、計画的に改善をしていていただきたいなと思います。

学校のほうも、物を大切にすることというのは当然のことではありますが、大変使いにくいというふうに思いますので、これも計画的に、また、例えば公的な施設で要らなくなった机とかもっと軽い物があつたりもするかと思いますので、その辺のところは連絡を密にさせていただいて、使える物は使うと。今よりもいい物をということと、計画的にまた改善をしていていただきたいと思いますので、お願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長【夷藤満君】 11番、水口裕子議員。

〔11番 水口裕子君 登壇〕

○11番【水口裕子君】 水口裕子です。一般質問をさせていただきます。

まず、皆様も述べられましたけれども、8月20日に起きた広島土砂災害で亡くなった方、被災者の皆さんにお悔やみとお見舞いを申し上げます。これからの避難生活や復興の道のりを考えますと本当に大変だなと、早くよい方向に進んでいけばいいなというふうに願っておりますけれども、それと同時に、3月11日からもう3年半たつてもいまだに避難生活をしていたり、それから仮設住宅から出られない方々が本当にたくさんいらっしゃるということも忘れてはならないことだと思っております。

こういう思いを抱きつつ、まず質問をさせていただきます。

「子どもは、内灘町の夢、希望です。すべての子どもは、砂丘に<sup>さんさん</sup>燦々とふりそそぐ太陽の光のように輝く瞳を持ち、未来へ、世界へ

羽ばたく可能性に満ちた大切な存在です。」

「誰もが生まれたときから一人の人間として認められ、自分らしく豊かに成長、発達していくことを世界の国々と約束しています。そのために、すべての大人は、子どもの権利を認め、子どもの声に耳を傾け、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、ともに考え支えていく責任があります。」

これは内灘町子どもの権利条例の前文の一部です。内灘町では3年前に、内灘町の子供の未来を輝かしいものにしたいという決意を込めてこの条例をつくりました。子供とは18歳未満の人たちのことです。

ところが、その内灘町で、事もあろうにその18歳以下の人に対して、町の職員があつてはならない不祥事を起こしました。しかも、試行期間中の新人職員で町長の縁故関係者だということが午前中お話をしました。非常に残念であります。

彼の行為に対して、町のトップである町長は直属の上司に厳重注意をすると同時に、いえ、それ以前に、みずから襟を正して町民に謝罪をされるべきであつたと思います。午前中、清水議員が質問を重ねて重ねてやっと責任を痛感と口にされる。それではトップとしての覚悟が、残念ながら伝わってきませんでした。

このような不祥事を起こさないために、職員研修はどのように行われてきたのでしょうか。清水議員の質問を受けて、まず新人研修についてお聞きしたいと思います。

地方の行政をみずから担い、みずからのアイデアを政策や事業として具体化し、住民のために力を尽くすやりがいのある職場。ここにいらっしゃる皆さんも何十年か前を思い起こすと、そういう思いでここの役場の門をくぐられたことと思います。

そしてそれだけではなく、中には安定企業としても地方公務員へ希望されるという方も

たくさん現在ではいらっしゃいます。とにかく地方公務員への就職希望はたくさんあります。7月に締め切られた来年度の町の新職員募集は、ホームページによりますと、9名募集のところ81名が応募しており9倍もの倍率になっております。すばらしい人材が得られることと思います。まずはしっかりと、町民から不信を持たれることのないように選んであげていただきたいと思います。そこから再出発です。

何においても初めが肝心とはよく言われることですが、緊張感であふれているはずの新人の期間にこそ、今回のような事件を起こすことのないように、しっかりした人としてのモラルや社会の規範を教えないといけなかったと思います。職員研修でも、とりわけ新人職員への研修はどういう点に力点を置いて、どのように進められてきたのでしょうか。

また、今回の事件を受けて反省点と改善点があるはずで。官吏としてのノウハウだけでなく、人間力を育てていくために、他の真面目な職員さんの名誉のために、二度とこのようなことが起きないように今回の事件をどう生かしていくか、町のその決意を、町長の決意をお聞かせいただきたいと思います。

○議長【夷藤満君】 上出孝之副町長。

〔副町長 上出孝之君 登壇〕

○副町長【上出孝之君】 新規採用職員の研修についてのご質問にお答えいたします。

新規採用職員には、2日間の内灘町新規採用職員育成研修として、町政運営の方針、公務員の責務、町の財政等の内容で実施し内灘町の行財政状況を知ってもらうとともに、内灘町職員としての責務を認識させております。

また、石川県市町村職員研修所主催の4日間の初任者研修にも参加させることにより地方公務員としての自覚の確立を図り、執務上必要な基礎知識や態度を習得させております。

さらに、組織内研修や朝礼などにより、日常業務の中で日々指導に努めているところで

あります。

これまでも、社会人として、公務員としての規範意識を繰り返し指導してまいりましたが、今後もあらゆる機会を通じてその徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 先ほども申し上げましたように、大多数のその他の職員さんたちは本当に真面目に一生懸命職務に精励されていることと思いますので、今後このような不祥事が起こらないように、いま一度それをどう生かしていくか、その決意をお聞かせくださいという部分をお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 答弁は。

上出副町長。

〔副町長 上出孝之君 登壇〕

○副町長【上出孝之君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

繰り返しとなると思いますけれども、これまでも、社会人として、公務員としての規範意識を繰り返し指導してまいりましたが、このたびの不祥事も受け、今後あらゆる機会を通じてその徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 人間力の形成ということが、まず第一に大切だというふうに思っております。

そのことを形成していくために、以前、一つの方法として、新人職員への福祉や子育て、ごみ処理などの現場で研修を積み重ねてもらえばどうでしょうかということをお聞きしました。そのことはどういうふうになっておりますでしょうか。

○議長【夷藤満君】 上出副町長。

〔副町長 上出孝之君 登壇〕

○副町長【上出孝之君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

現場での研修につきましては、現在、高齢

者施設での研修を計画しており、10月実施に向け、夕陽ヶ丘苑とその詳細に関し協議をしている最中でございます。

少子・高齢社会の中にありまして、子育てなどその現場でじかに体験することは職員にとっても非常に貴重なことであり、今後の公務員生活に必ずや役に立つものと考えておりますので、継続的な実施を目指してまいります。

以上でございます。

**○議長【夷藤満君】** 水口議員。

**○11番【水口裕子君】** 10月から全職員さんというふうにお聞きしましたけれども……。

**○議長【夷藤満君】** 全職員とは言っていない。

**○11番【水口裕子君】** はい。職員でしていただけるということでしたけれども。

どこかに漏れるところがあってこういうことが起こってきたわけですから、やはり今までこういうふうにしてきましたと、これからもそういうふうに重ねていけばいいんだということではなくて、しっかりと受けとめて、改善をすべきところは改善していただくようお願いいたします。

4月に入庁されて、4、5、6、7、8、9ともう半年ほどになっているわけですから、その間に新人職員さんだけまた新たにごみの処理に携わるとか、そういったふうなことをしていれば少しは今の防ぐ力にもなったのではないかなという気持ちがいたしております。ぜひとも早目早目の研修、そして指導をよろしくお願いしておきたいと思っております。

次に、子ども議会についてお伺いします。

全国の地方議会で議員の質が問われる状況が起きておりますが、最近の内灘町でもマスコミにいろいろと取り上げられることもありまして、町民の口の端に上ることが多いわけです。町の状況も住民が物事を決めるところに参画する機会が減っており、住民参加のまちづくりがしぼんで、町民は元気がなくなってきたように見えます。こんな状況では、

「若者に未来を考えよう」「まちづくりに参加しよう」と声をかけても届かないのではないのでしょうか。

私たちは、私自身も含め、自分たちがまず襟を正すところから始めなければなりません。それが並行して、内灘っ子たちに誰もが生まれたときから一人の人間として認められ、自分らしく豊かに成長、発達していく権利を持っているのだということを知らせ、内灘のまちづくりを担っていかうという気概を持って育っていくことのできる環境を整えなければいけないと思います。

町の子どもの権利条例にも「子どもは、子どもとしての権利を正しく学び、考えたことを自由に表明し、自分たちに関わる決定に参加できます。」、これは午前中、清水議員もおっしゃっておりました。「このような経験をおし、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならぬことを学びます。こうしたことから、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識を育みます。子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに内灘のまちづくりを担っています。」とあります。

そこで、若い人たちが町政に対する関心を高め、次代の担い手として希望を持って育てほしいという願いを込めて、子ども議会の開催を提案させていただきます。

内灘町でも15年ほど前に開催されましたし、輪島市ではここ何年も継続して開かれているそうです。珠洲市やかほく市でも開催されていますが、このたびの不祥事のことを考えると、内灘町では対象年齢を、まちづくりの参加を自分のこととして現実的に捉えられるある程度高目の年齢に設定してはいかかかと思っております。

何年前にあった女性議会のその後、検討対象に一度上がっておりました青少年会議、そんなことの開催も視野に入れていただければ

ばありがたいと思いますが、子ども議会の開催についてお考えをお聞きます。

○議長【夷藤満君】 久下恭功教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 議員のおっしゃったように、子ども議会につきましては、平成11年の1月に役場の新庁舎の落成を記念して開催されたということであります。21世紀の内灘をテーマに町内の小中学生代表18名が町当局に対し一般質問を行い、子供らしい夢にあふれる意見や大人顔負けの鋭い質問もあったと聞いております。

議員のご指摘のとおり、未来の内灘町を担う子供たちが、町のことにに関して自分の考えを発表する機会を設けることによって、子供自身の考える力や伝える力、思考、判断、表現というような力が養われるものと考えております。また、子供たちの健全育成という立場からも素晴らしいことではないかというふうにも考えております。また、それらを受けとめることで、これからのまちづくりにも生かされるものと思われま。

本年度中に策定予定、完成予定の子どもの権利条例推進計画に基づきまして、子ども議会の開催を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 この後、終わりにその推進計画と申しますか、行動計画をぜひつくってくださいねというふうなお願いを申し上げようと思っておりましたけれども、今進んでいるということですので、それに従ってやっていただけるということで、ありがとうございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、五、六年前に女性議会というのが、ここ女性ばかり集まって開かれまして、その後にもう一度女性議会をとという話をしておりました時点で、青少年、そういう会議をしていったらどうか

というふうな、そういった町からのお話も出ておりました。その当時ですけれども。

先ほども申し上げましたが、今回の不祥事のことを考えますと、ある程度年齢の高い方々を議員として招いてほしいなというふうにご考えておりますので、ぜひまたお話し合いをされる際にはこのことを思い出していただいて、ぜひ検討していただきたいと思っております。いかがでしょうか。お聞きしてもよろしいですか。いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 子ども議会ということは、前は小中と。18歳未満ということですので、その範疇であれば小中高ということになるかというふうに思っています。

以上であります。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 では、よろしくお願いたします。

次に、防災計画の中の原子力防災計画についてまたお伺いします。

6月議会でも申し上げましたけれども、あの後しっかりとした条例が出てまいりまして、その中に、町の原子力防災計画には広域避難者を受け入れ、協力体制として、UPZ（30キロ圏）の地域住民を県からの要請でそのときの可能性に応じて受け入れる。UPZ（30キロ圏）の住民に避難指示が出されたこと、町内の避難所で受け入れることを町民に知らせ、同時に不要不急の車両の運転を控えるということを広報するとありますが、このことについて、このままでは、飯館村のように30キロ圏内の人は避難したが、30キロ圏外の我が町は逃げおくらせてしまうのではと危惧している。県や北電との安全協定締結が必要ではないかというふうにご6月議会で申し上げました。

このままでは、再稼働について意見を言うことができ補助金もおりてくる立地自治体が



先に避難して、意見も言えない、補助金も来ない、いまだ安全協定も結べない30キロ圏の自治体だけではなく、安全協定など端から入れてもらえていない30キロ圏外の内灘町は取り残されるばかりではないかと思います。それで安全協定が必要なのではないですかということを上申しました。

その私の質問に対して、県の防災計画も踏まえながら今後の課題とするという答弁をいただきました。

30キロ圏内の七尾市長も、立地自治体と同等の権限を持った安全協定を結び、市民のために稼働に対して同意する権利などを勝ち取れるよう、2市1町で足並みをそろえ、粘り強く交渉するというふうに強調されていると新聞報道がありました。

川口町長も住民の命を守るために立地自治体と同じ安全協定が必要だというふうに思われるのではないのでしょうか。まず、この安全協定について検討された結果をお伺いします。

まず、立地自治体が他の地域より先に避難するということについてどのように思われるか、お尋ねします。とりあえず、このことについてお尋ねいたします。

**○議長【夷藤満君】** 北雅夫総務部長。

〔総務部長 北雅夫君 登壇〕

**○総務部長【北雅夫君】** 6月会議のご質問にもお答えいたしましたとおり、石川県の計画では、実際に原子力災害が発生した場合、志賀原子力発電所を中心とするおおむね30キロ圏内の緊急時防護措置を準備する区域、いわゆるUPZ圏内の8市町の圏外への避難先を県内の避難所として割り振りを定めております。本町はバックアップ市町として、ご質問にもありましたが、必要に応じて避難者を受け入れることになっております。

このUPZ圏内の8市町の避難者が迅速に避難できるような体制を整える必要がございます。これがまず最大値だと思います。

町民が自主避難をする規制はできませんが、

実際に原子力災害が発生した場合、避難経路の交通渋滞を招くおそれが予想されます。住民の適切な行動の確保と混乱の防止を図るためにも、1市町だけでの行動を避けまして、広域的な対応が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長【夷藤満君】** 水口議員。

**○11番【水口裕子君】** では町民に、とにかく被曝をしようが、やっぱり先に30キロ圏内の人に逃げなさいよと、私たちは後でいいですよということになるんだなというふうに受け取りました。

では次に、安全協定を結ぶことについてお考えは、協定には大きく5つの柱があるというふうに聞いておりますけれども、そのことについてはそれぞれ5つの機能についてご検討されたと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○議長【夷藤満君】** 北総務部長。

〔総務部長 北雅夫君 登壇〕

**○総務部長【北雅夫君】** 安全協定に関する区域の選定ということでもよろしいですか。避難経路。

**○11番【水口裕子君】** いえ、安全協定そのものについてどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

**○総務部長【北雅夫君】** 安全協定の締結でございますが、これにつきましても6月会議で申し上げたとおりでございます。広域的な見地に立ちまして、上位計画である県の防災計画の内容も踏まえ、対応してまいります。

以上でございます。

**○議長【夷藤満君】** 水口議員。

**○11番【水口裕子君】** その安全協定の中身がどういうふうなものであるか、その上位法令だけではなくて、その安全協定の持つ意味、中身、それが5つあります。その一つ一つに対して、内灘町ではそれが要らないんだと、それは必要ないんだということで安全協定は

要らないというふうなことになるのか  
思うんです。その5つにおいては、放射線  
の共同監視であるとか、それから地方自治体、  
私たちの町から立入調査ができるとか5つあ  
りますね。その5つについてのそれぞれ一つ  
ずつについて検討された結果、やっぱり安全  
協定は要らないと、結ばなくてもいいという  
ふうにお考えでしょうか。

○議長【夷藤満君】 北総務部長。

〔総務部長 北雅夫君 登壇〕

○総務部長【北雅夫君】 この安全協定の個  
別の事案内容に則して、それが内灘町で必要  
かどうかという検討、これはもちろんいたし  
ましたが、それ以前に、この安全協定自体を  
内灘町の一町が、自治体が北電さんと協定を  
結ぶことが必要なのか、あるいはそれが可能  
なのか、そうすべきなのかという原則論をま  
ず検討いたしました。その結果、先ほど申し  
上げたとおり、上位計画である県の防災計画  
にのっとって私どもが判断した結果、この現  
時点では安全協定というところに踏み込むと  
いうのは検討課題とさせていただくというこ  
とでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 安全協定の5つの柱、  
その中身の一つ一つを丁寧に検証して、その  
上で安全協定が必要かどうかというのを判断  
するというのが本来のやり方ではないかと思  
うんですけれども、上からこうだというふう  
に言われて、それでそのまま安全協定要ら  
ないというふうに言うんじゃないかって、いま  
一度その安全協定の中身を検証いただいて、本  
当にこれが内灘町では持たなくていいのかど  
うかということを検証していただくようお願い  
しておきたいと思っております。

では次に、この防災計画の中には、町長は、  
オフサイトセンターに派遣した職員と情報を  
やりとりする云々とありましたけれども、オ  
フサイトセンターが機能なくなるというこ

とは想定されていますでしょうか。

福島的时候には、近くにあったオフサイト  
センターが機能しなくなりました。現在5キ  
ロメートルのところにある志賀町の志賀原発  
のオフサイトセンターは今後9キロの地点に  
移動するということですが、私にはそれが不  
十分だと思えます。福島事故に照らして機能  
しなくなるということも考えられますが、い  
かがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいた  
します。

石川県では、志賀オフサイトセンターを原  
発から9キロのところに移転、また、災害の  
状況によりオフサイトセンターが使用できな  
くなった場合に備え、県奥能登総合事務所と  
県庁の2カ所に代替オフサイトセンターとし  
て設置すると聞いております。

また、議員ちょっと勘違いしてるんじゃない  
かなと思つとるんですけれども、町地域防  
災計画では、本部長（町長）は、県庁内の災  
害対策本部に職員を派遣し被害の状況などを  
随時連絡するようになっており、オフサイトセ  
ンターに職員を派遣するものではございません。  
以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 オフサイトセンター  
に職員さんとかが派遣されるのではないとい  
うことでしたので、被曝の心配をしておいま  
したけれども、そういう点がなかったという  
ことでよかったですと思います。

では次に、内灘闘争について。

内灘闘争がいまだに全国からの支持が高い  
ことは、その後の60周年の集会や風と砂の館  
への訪問者が多いことなどでもわかることで  
すが、参加された方やこの館を訪れる人など  
は、記念に持ち帰る物が何もないというふう  
におっしゃいます。

「金は一年、土地は万年」のむしろ旗はそ

こにレプリカとしてありますけれども、あのむしろ旗は本当に印象深いものでありまして、皆さんがあそこで記念写真を撮って帰られるものです。このむしろ旗のスローガンは、当時だけでなく、経済効率ばかりが追求されがちな現代にあって真に大切なものは何かということを端的に示しているものだと思います。内灘住民の生き方と心意気を示すすばらしいスローガンであります。

これを手拭いか何かにむしろ旗風に印刷したものを風と砂の館、歴史民俗資料館などで記念品として販売すればどうかという声が届きました。町民の誇りのシンボルともなるでしょう。私もよい提案だと思い、ここで取り上げさせていただきます。いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 来館記念に、当時のむしろ旗に書かれたスローガンの文字を印刷した手拭い等を販売し、持ち帰ってもらってはどうかというご提案ですが、歴史民俗資料館「風と砂の館」は教育的文化施設として位置づけられており、言うまでもなく本来の来館目的は学習であります。来館された際には、歴史的な知識や先人の思いを持ち帰っていただくことができる施設であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 これは単なるスローガンではなく、内灘の心であり、内灘の住民の心意気であります。確かにあそこでお持ち帰りになれるものは、何か闘争史のような、そういったものが書籍としてあればいいのかなと思いますけれども、そういったものはすぐには用意することはできませんのでご提案させていただきましたけれども、またどこか違うところでこういうようなものが出てくればいいなと思います。できたら何か記念というか、それこそ、そこで得たものとともに

持ち帰りいただけるものがあればというふうに思いますので、またどこかで考えていただければありがたいと思います。

内灘闘争に関しましては、今回はその文化遺産のことについては申し上げませんでしたけれども、またぜひそちらのほうもお話を進めていただいているものと思っておりますので、ぜひよろしく願いして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長【夷藤満君】 これにて一般質問を終了いたします。



## ○散 会

○議長【夷藤満君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日5日から17日までの13日間は、議案調査及び議案委員会審査のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、明日5日から17日までの13日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、来る18日は午後1時から本会議を開き、各委員長の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時59分散会